

大事なことを皆で考え決めるために<NO. 9>

大事なことは皆で決めよう会

市議会議員定数問題 (市議会の論議から考える)

～このパンフは、議会議事録等から関係部分を引用して、議会論議を再構成したものです。～

10(H22)年12月定例議会

<市長提案議案第74号「生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」>

地方自治法第74条第1項の規定(※)により、生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正の請求を平成22年11月19日に受理したので、同条第3項の規定(※)により、別紙の意見を付けてこれを付議する。

(※)引用者注：地方自治法第74条第1項「有権者は、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。」

(※)引用者注：地方自治法第74条第3項「普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。」

平成22年12月7日 生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「700,000円」<引用者：議長の議員報酬>を「490,000円」に改め、同条第2号中「625,000円」<引用者：副議長の議員報酬>を「437,500円」に改め、同条第3号中「570,000円」<引用者：議員報酬>を「399,000円」に改める。

(生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部改正)

第2条 生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「18人」に改める。

附 則 この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

別紙 意見書

地方自治法第74条第1項の規定による生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正の請求に対する同条第3項の意見は、次のとおりであります。

今回の条例改正請求につきましては、法律上必要とされる有効署名数を大きく上回る6,796人の連署をもってなされたもので、市民が市政や行財政改革に関心を持ち、積極的に意思を示したものであり、その思いは真摯に受け止めるべきであると考えます。

1 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正について

昭和46年の市制施行以降、議員報酬に関しては14回にわたる引上げが行われておりますが、これまで引き下げられたことはなく、最後の引上げが行われた平成8年以降、自治体の行政と財政を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、市議会議員を含む特別職の報酬等について、その見直しが必要であると考え、平成22年10月13日に市長及び副市長の給料並びに議員報酬の適正な額について、生駒市特別職報酬等審議会に諮問を行い、同年11月24日に答申を受けたものであります。

議員報酬については、審議会答申で指摘されているように、バブル経済崩壊とその後の経済の停滞に伴い市民が共通に受けている所得減少と公共サービスの再編成という痛みにきちんと対応し、行財政改革への共感に結びつき得るような「市民感情に即した見直し」をすることが必要であると考えております。

こうした観点から、議員報酬を引き下げることが必要であると考えますが、以下の理由から報酬額を3%引き下げるという請求内容には賛同することはできません。

すなわち、地方分権改革の進展が期待される中、市議会の行政監視及び政策提案の機能は今後さらに強化されなければなりません。そのためには、そのような意欲と能力と時間を有する市民が市議会議員となることが何より肝腎であり、そうした有為な人材が現在の職業を辞めてでも市議会議員に立候補しようとするようにするためには妥当な報酬額を確保する必要があります。このことによって、年齢、性別、前職等の点でバランスの取れた市議会議員の構成を確保することができ、真に市民のあらゆる層を代表する市議会たり得るものと考えます。こうしたことから、議員報酬については、審議会答申で指摘されているように「生活給的所得保障と職務に対応する報酬という性格」に伴う妥当な水準の確保が必要となります。

そこで、審議会答申にあるように、類似団体のうちから本市に近似した地方公共団体の議員報酬の水準、民間企業の平均給与の減少率(11.9%)、家計の消費支出の減少率(12.2%)及び本市職員のうち管理職の給与の減少率(10.6%)などを総合的に考慮し、審議会答申どおり12%の削減を行うことが適当であると考えます。

2 生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正について

現在の議員定数は、地方自治法で定められた上限34人に対し、24人とされ、市制施行前の昭和34年から維持されておりますが、平成21年11月に生駒市行政改革推進委員会から提出された「議員及び特別職報酬等の適正化に向けた提言」では、類似団体や同程度の人口規模の地方公共団体において、本市より議員定数の少ない都市が一定数存在すること、また、間接民主制を補完するため、市民主権や市民の参画と協働を推進する環境が整備されつつあることなどを総合的に判断し、24人から20人程度に削減すべきとの意見をいただいております。

今回の議員定数を24人から18人とする請求内容は、この提言を更に2人上回る削減を求めるものとなっておりますが、①現在4つある常任委員会を3つに再編し各委員会の所管事項を増やすことで、委員会の定数を6人としたままでの委員会審議が可能であること、②現在の市議会議員が当選して以降今日までの市議会本会議における一般質問者は平均して15人程度であること等から、議員定数が18人となっても議会審議に大きな影響があるとは思われず、一方で、③奈良県内の12の市で過去4年間に議員定数の削減が行われていないのは本市を含む4市のみであり、地方自治法の上限から14人少なくしている市もあること、④本市の正規職員数は平成26年4月までに800人以下に削減する予定であり、平成13年4月にピークを迎えた1,025人と比較すると約22%の削減となること、⑤本市の農業委員会の選挙による委員の定数も市制施行前の昭和32年に定められた20人を平成21年6月に、この間の農家数や耕地面積の減少等を考慮して10人に半減させていること等を総合的に考慮し、議員定数を24人から18人とする請求内容に賛成するものであります。

<市長提案議案第74号に対する修正案>

議案第74号の一部を次のように修正する。

第1条「490,000円」を「595,000円」、「437,500円」を「531,250円」、「399,000円」を「484,500円」に改める。

第2条第1項中「18人」を「20人」に改める。

<修正案の趣旨説明>

○7番(K議員) 修正案は、現行の報酬及び定数について、まず、報酬につきましては15%の削減、定数につきましては4人減、すなわち24名から20名の修正案でございますので、その趣旨に従いまして、報酬削減、そして定数削減、それぞれ趣旨説明をさせていただきます。

議員報酬が類似団体中、高位にあること、また、昨今の報酬引下げの世論に一定の配慮が必要との考えから、15%削減を提案するものです。根拠を述べさせていただきます。3点ございます。

まず、第1点です。2年にわたる議会活性化部会での議論では、報酬の定義付けを国にしてほしいとの提言を出すことに最終的になりました。第26回の部会の添付資料には、議員報酬を生活給という視点から議論を行い、公務員の平均年収、一般企業の年齢別年収及び生涯年収との比較を行いました。議員報酬は一律であり、いわゆる年功序列給との比較が困難であるというところから、そもそも民間給与との比較は意味がないのではないかという記述をしております。したがって、私は、この議会活性化部会の部会長として、約3年、議員報酬削減、定数削減につきましては13回の部会をしたわけでございますけれども、あくまでも報酬についてのみ考え、すなわち、私たちの仲間である他自治体の議会議員の報酬を比較することにいたしました。

3年前に議会活性化部会で提案をさせていただいたときには、平均値を目標にということから議論に入らせていただきました。今回、報酬審議会資料番号7に基づきまして、すなわち35類似団体の月額報酬が生駒市は全国第7位と高位にあるところから、引下げは理の当然として、どこまで下げるべきかを考えてみました。この記述につきましては、昨日の全員協議会での説明と若干異なる部分もございますので、よろしくお願ひします。

35類似団体の中ほどのゾーン、すなわち、第15位の東村山市は48万5,000円でありまして、生駒市の現行報酬と比べますと、マイナス14.92%に相当します。それから、20位の飯塚市は46万円、これは同じく19.3%のマイナスになります。そこまでこの類似団体を子細に調べましたが、経常収支比率が95.5%と非常に近く、また、人口も、先日、生駒市が12万人に達しましたけれども、12万623人と非常に近い16位の別府市、これが47万8,200円で、削減率が生駒市から見るとマイナス16.1%というところにありますので、ここから15%と決めさせていただきました。ともかく、一度、高くもない、低くもないところに身を置いて考えてみるのと決意の表れでもあります。

2つ目です。人事院勧告の平成元年の勤労指数を見ますと369.24、同22年では437.43、これも生駒市特別職報酬等審議会資料によるものでありますけれども、この指数を単純に適用していきますと、平成22年では49万5,600円となります。先ほど申しました生駒市の15%引き下げました48万4,500円にかなり近い数字がここには出てきております。これは参考資料として申し上げておきます。

3番目です。市長及び特別職の報酬、市職員の給与全てが引き下げられております、ご承知のとおりでございます。また、市民も、税負担、保険料の負担で、生活は大変厳しい状況にあります。その中であって、一人市議会議員のみ例外というのは余りにも自分勝手感が否めない。私たちは、生駒市という船に乗っている仲間として、もっと言えば家族として痛みを分かち合わねばならないと考える次第であります。11月27日から12小学校におきまして多くの市民の皆さんから貴重なご意見を賜りました。それらを踏まえ、熟慮に熟慮を重ねた結果の結論であります。市長提案の12%を尊重しつつ、これまでの主張を議案にしたものであります。10月13日の議員による意見交換会でも述べましたが、できるだけ早く、この議員報酬につきましては、第三者委員会その他での報酬決定方式をつくられることについての議論が始められることを期待しております。

何度も言いますが、議員が自分の仕事を評価する自己評価は他人の評価の倍の点数が付く、これは人事評価の常識であります。自分で自分の評価をして報酬を決める、これはやはりおかしいのではないかと私は疑問を感じております。

なお、直接請求の議員報酬の30%削減及び定数6名削減につきましては、大変貴重なご意見と承っておりまして、今後の課題と受け止めておりますことを申し上げます。

次に、定数削減についてであります。

市民の皆さんとの意見交換会のご意見は、「議員数は増やすべきだ」「いやいや、現状維持だ」「しかし、削減すべきだ」と分かれておりましたが、私もほぼ全部意見交換会に出席いたしました。削減を望む声が大きかったように思います。他の議員からも同様の意見を聞いております。また、意見交換会での立ち話だったかもしれませんが、議員の仕事に時間掛ける能力掛けるやる気というご意見がございました。私は、能力は有権者の皆さんにご判断いただく必要はないと思っておりますけれども、時間とやる気については、自らに問いかける必要があると感じた次第であります。

定数につきましては、議会運営に絞って意見を述べさせていただきます。これは5点ございます。

まず、第1点です。この3年間、都市建設委員会は、1名減、すなわち5名でやってまいりました。いろいろの事情で1名欠員で運営してきたわけでございますけれども、何ら支障はなかった。私も都市建設委員会に2年間属しておりましたし、そういう経験から申し上げております。1つの委員会ですることが他の3つの委員会できないわけがない、そのようにも考えておまして、4つの委員会を6人から全て5人にする、すなわち4名減。その結果、20名となるわけでございますけれども、ここで、先ほどの市民の皆さんの方からいただいた、時間もありませんけれども、やる気ということについて、もう一度付言しておきます。20名の議員が120%働けば、今より2割、時間にしろ、自分のパワーを20%アップすれば、20名にした議会であっても、24名分の仕事があるとしても、十分にカバーできる、単純計算です。お話をさせていただきます。

次に、また、議員が少ないと多くの市民の声を聞き届けることに支障があるのご意見が先ほどの議員による意見交換会でも出ておりましたし、そういうご意見をお持ちの議員の方がおられますが、市民の皆さんと議会との意見交換会でも、こういう意見交換会を定期的に行ってもらえれば、十分、20名の議員で、北は高山町から南は東山町まで、たくさんの市民の皆様の声を知ることができるんじゃないのか、把握できるでしょうと、私もそのように思います。要は、議会への要望や陳情を待つのではなく、市民の皆様のところへ直接出かけていってお聞きすることが重要であると、このように考えておる次第です。

また、この意見交換会の経験を通じて思ったことでもございますけれども、議員間の連携ということが大変重要である。今回の市民の皆さんと議会との意見交換会は、短期間の準備で、12小学校、9日間で全部回ることができました。土・日を挟み、夜は7時から9時まで、強行日程だったわけですが、これは、23人、全議員が気持ちを一つにした結果だと思っておりますし、今後につながると確信をしております。

また、例えば、これは、先ほどの、また、やる気ということにもつながるんですけども、工夫ということにつながるとは思いますが、現状、1泊2日が通例となっております。しかし、今年の都市建設委員会は、11月8日、岸和田市、箕面市を日帰り視察いたしました。大阪府の南から北へ、電車を5つ、6つ、いろんな線乗り継ぎまして、時間的には強行日程だったんですけども、十分可能でした。つまり、これで、従来の1泊2日というのが、1日、完全にセーブできたわけでありまして。要は、やる気と工夫で時間をつくれる。市民の皆さんが求めておられるのは、このやる気と工夫ではないでしょうか。

最後に、県内他市の定数削減状況ですが、過去5年間では8市で行われ、行われていないのは本市を含む4市だけあります。また、直近では、近隣の平群町におきまして、9月議会において定数14名のところを2名削減して12名にしておられます。定数削減の大きな流れに留意すべきと申し上げまして、私の提案趣旨説明を終わらせていただきます。何とぞ議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

<修正案に対する質疑>
(1人目の質疑)

○8番(S議員) それでは、修正動議に対する質疑を行います。

まず初めに、直接請求による条例改正案は、報酬30%減、定数6人減という改正内容でございましたが、本修正では、報酬15%減、定数4人減と、報酬、定数とも、削減幅を小さくしております。また、先ほどのK議員の提案理由説明の中では、議員の評価は倍近い甘い評価になるとのことでした。であれば、15%のご主張は、ちょうど直接請求の30%の削減に相当するのではないのでしょうか。原案のどのような点に異議あるいは問題点があって削減幅を抑える修正を出されたのか、定数、報酬、それぞれについてお答えいただきたいと思います。

2番目に、提案理由説明では、議員報酬は、相場、すなわち類似団体との比較から考えるべきということでした。その上で、類似団体の真ん中の順位に来る議会の報酬額が、現在の報酬のほぼ15%減に近い数値を示しているということを今回の修正案の提案理由の一つとされているわけですが、平均値というのは、他市議会の報酬額の動きに引きずられるもので、現に、今回、生駒市議会が仮に7万円引き下げると、それだけで類似団体の平均報酬は2,000円下がることとなります。このように、一つの議会が大きく報酬額を下げると、数値が急激に変わり、全国で報酬削減合戦をすると、究極的には、限りなく0円に近づくこととなります。平均値は参考値にはなり得ますが、根拠とはなり得ないと考えます。平均値で算出することを妥当とお考えでしょうか、お答え下さい。

3番目に、昨日の全員協議会での提案理由説明によりますと、県内市議会の定数削減の大きな流れに留意すべきということでしたけれども、県内他市議会が定数削減を行った理由をどのように把握されておりますでしょうか、お答えください。

○7番(K議員) ただ今のS議員からの3つの質問にお答えさせていただきます。

まず、直接請求に対して、削減幅が少ないんですか、削減幅が狂縮されていることの理由を述べよと、こういうことであつたと思うんですけども、私は、15%の理由は、先ほども申しましたように、類似団体の、これは、先ほどS議員、平均とおっしゃいましたが、私は中庸という言葉を使わせていただきます、平均ということよりも、中庸、物事のやはり指し示すところ、極端を省いて、ちょうど中庸、真ん中と言いますか、これは平均ということとは別のカテゴリーであります、中庸です。そういう意味におきまして、15%は、先ほど述べたとおり、人勤指数もそれに似た数字を示しておりますし、そのことにおいて示されているとおりでありますので、これ以上述べることはないと思います。

定数に関しましては、やはり、議会運営ということを私たち議員の立場で考えた場合に、できる限り削減はすべきだとは思いますが、今の、この3年半経験した中で鑑みまして場合には、この常任委員会方式というのは、姫路獨協大学の学者先生が提唱されております議会運営の基幹となる常任委員会、これをもって、他、人口規模だとか、考え方はあるんですけども、特別委員会もあるんですけども、これは動きますので、常任委員会、一番、議会運営に関しては適切であろうというご意見も述べておられますので、そのことから、常任委員会について着目したと言いますか、考えたわけでございますけれども、先ほど申しましたように、十分4つの委員会は5人で可能、運営できると、こういう理由でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、類似団体を選んだ理由でしたか、ご質問の趣旨は、類似団体にこだわった理由でしたか。ちょっと、3点目の、2点目かな、類似団体について、なぜ類似団体なのかという、こういうご質問でしたか、ちょっと聞かせていただけますか。

○8番(S議員) まだ質問に対して的確にお答えいただけない点が多々あるんですけども、まず、1番目の質問に対しましては、原案のどのような点に異議、問題があって修正をされたのかということをお答えいただきたいと思っております。

それから、3番目につきましては、県内市議会の定数削減の大きな流れに留意すべきということだったんですけども、それらの市議会が定数削減を行った理由を把握しておられますかというご質問でございました。

併せまして、次の質問をさせていただきます、これで1回分とってしまうのが非常にもったいないですので。

昨日の全員協議会での提案理由説明では、これまでの議会活性化部会での主張を今回、議案にして、そして、15%減、4人減の議案を提出したということなんですけれども、今回、直接請求に対する修正動議という形で議案を出されたわけなんですけれども、なぜ、今議会が始まる前に、議員としては、議案提出権があるにもかかわらず、ご自身で15%減、4人減という日頃の主張を議案としてご提出にならなかったのか、お答えください。

また、直接請求による30%減、6人減案というのも、昨日の全員協議会では、貴重なご意見で今後の課題だということをおっしゃっていたと思うんですけども、それでは、なぜ、一体、報酬については究極的には何%、定数については何人まで削減していくべきとお考えでしょうか。

じゃ、そこまでお答えいただけますでしょうか。

○7番(K議員) 原案にどのように異議を唱えているのかというご質問かと思うんですけども、私、先ほど来申しておりますように、私たちの考え方、主張が結果として原案と異なっているわけでありまして、その理由はもう既に申しておりますから、原案については、私はこれを重要な提言と受け止めておりますと申しておりますので、その質問は当たらないかと思っております。

それから、他市議会のことでございますけれども、この5年間で、奈良市、天理市、香芝市、大和高田市、桜井市、五條市、御所市等々が定数削減を行っております。これは、全国的な流れでもありますし、当然、住民の直接請求その他、住民投票、どこでしたか、そういう動きもありましたし、やはり自治体は今こういう状況ですから、生駒市と似たような状況というところもたくさんございますから、特段どこがどうということではなくして、今の生駒市で起っていることと同じようなことだと理解しております。

それから、議案としてどうして出さなかったのかというご質問がございましたけれども、思い起こしていただきたいんですけども、先ほど来申しております、27日から市民との意見交換会が始まりました。先ほどの議案の締切りはたしか26日だったわけですね。ですから、私たちは、27日から9日間の意見交換会を通じて、市民の皆さんの意見を、先ほども申しましたけれども、十分にしん酌して自分たちの立ち位置を決めようということでありまして、今回に関しては、こういう修正案の形しかなかったと、そういうふうにご理解いただければ有り難いです。

最後にですが、今の15%、4人というのは、最終的にはどこまで考えているのかというご質問ですけども、これは、先ほどから申しておりますように、世の中の流れと言いますか、いろんな動きがまだまだこれからあるでしょう。名古屋市内においてはああいう動きもございます。そういったものをいろいろとしん酌しながら、これから考えていくべき課題だと受け止めております。

○8番(S議員) では、3番目の質問に移らせていただきます。

他市の動きについて、今、生駒市で起っていることと同じ状況というお答えでしたけれども、具体的にどのような状況を指しているとお考えなのか、お答えいただきたいと思っております。

また、27日から意見交換会が始まったので、26日の締切りには間に合わなかったということでもありますけれども、いったん議案を出して取り下げることはいつでもできるわけです。

それから、最後に、議会の第1の機能というのは行政監視機能です。定数を削減すれば監視の目が確実に減るわけなんですけれども、これでは行政側にとっては思うつぼです。議会の機能を低下させる道を議員自ら選ぶことを愚かしいとはお考えにならないのか、お答えください。

○7番(K議員) 今、生駒市に起こっていることは何ですかというご質問ですけれども、これは、直接請求が10月1カ月間行われたという一番大きな事実がございますよね。それに対して我々議員はどうこたえていくのだということは、議員全てが考えるべきことであつたと思いますし、皆さんお考えになつたと思います。

それから、行政改革は進んでおります。この4年、5年で格段に進んでおります。第三者評価もきっちり出ております。行政改革が進んでいるのに議会改革は一体どうなっているんだと、多くの市民の皆さんはそのように言われております。私たちは議会改革をせねばなりません、議会改革とは何か。それはやはり今の現状を変えることです。どのように変えるかは、今、提案したとおりでありますので、そのようにご理解をいただきたいと思ひます。

それから、2番目に、議案を出して取り下げる、これは、私はやはり、議案を出すということは、それなりの決意、覚悟、自分の立ち位置を明確にした上で議案を出すということが本来行われるべきことで、出した上で、市民の意見がこうだったから修正してこうだという、私はそういう手法は採りませんので、それは見解の相違じゃないでしょうか、意見の違いじゃないでしょうか。

最後に、監視機能ですか、要は、24人から20人にすれば監視機能があつたかも低下するような、そういうようなご意見であつたかと思うんですけども。ですから、私は、議員というものは、もっとやる気を出して、20%やる気を出せば、1.2掛ける20、24ですよ。新しい議会で24人分の今の仕事があるならば、それはやる気で十分できるということです。それと、例えば常任委員会、今、1日2委員会をやっておりますよね、特別な場合を除き、通例、1日2委員会です。常任委員会を1日やればいいんですよ。常任委員会を2日で終わることないんですよ。4日間やればいいんですよ。十分時間をかけるんです。そう考えます。以上です。

○1番(Y議員) 提案者ですので、今、非常に大事な質問がございましたので、答えさせていただきます。

最後の質問の、議員の数を減らせば監視能力が低下するのではないかと、そういう質問でしたけども、K議員の趣旨説明でもありましたように、議会全体の活動というのは4つの要素で発揮されると。議会全体の活動というのは、議員の意欲掛ける議員の能力掛ける時間掛ける議員の数、この4つの要素によって、議会全体の活動の力が生まれてくると思うんですね。

この4つの要素のうち、議員の数を減らしても、議員の意欲を高める、能力を高める、時間を増やす、活動時間を、それで十分やっていますのでね。たとえ議員の数が減つても、他の3つの要素を高めていけば、十分議会の活動は活発になるし、監視能力も低くなることはありません。定数問題で一番大切なのはここなんです。

私は、定数問題を考える上で、結論として到達した地点は、やっぱり今言った4つの要素をどのように高めていくのか、そのうち、数は減らさなきゃいけない、経費の面とか、あるいは市民が削減せよという要求も持っていますのでね。だから、数は減らしても、後の3つの要素を高めていけば、十分議会の活動能力は維持できるし、あるいは更に高まっていくというふうに思ひます。

(2人目の質疑)

○3番(N議員) では、議案第74号に対する修正動議について、質疑を行います。

まず、報酬15%減、議員定数4名減という数字はどのような根拠のもと導き出されたのか、そして、その際、どの点を最も重視したのか。登壇説明であつたり、先ほどの質問の中でもあるところもございましたが、改めて確認となるころではありますけども、具体的にお答えください。

次に、議員一人一人が120%の力で頑張れば20人で4名分の仕事をカバーできるといった抽象的な提案説明又は先ほどの答弁でもございましたけども、具体的に何をすることにより、減つた分の議会機能を補完することができると考えておられるのか、お答えください。

次に、議員一人一人が120%の仕事を行うとした場合、今以上に兼業等は難しくなると思われますが、報酬を相当の率で削減すれば、特定の年齢又は階層の者しか議員になれなくなる、そのような可能性があると思ひます。では、議会における年齢構成等をどのように考えておられるのか、お答えください。

○7番(K議員) まず、第1点の、15%の何を重視するか、具体的にという質問であつたかと思うんですけども、15%の根拠は先ほど申し述べたとおりでございます、これ以上に何を具体的にということはございません。

それから、1人120%やることの、これも具体的にとおっしゃいましたが、やる気ということを2割アップしましょうと、こういうことですけども、例えば、今、年間1,000時間、議員が、これは分かりやすい数字としまして、お休みの日もありますし、10時間働く日もありますから、平均で1日5時間とすれば、200日働いている計算になりますよね。それを20%ですから、5時間掛ける40日、200時間ですよね。40日増やせば、この2割アップということになります。時間だけではもちろんありませんけど、今、これ、240日としても、まだ120日休みがあるわけですから、別にこの1,000時間がどうということではありません。人によっては1,500時間も2,000時間もあるかもしれませんけど、例えばということの説明としてさせていただきます。

それから、このように下げなければ若い年齢層の議員になりたいという人が少なくなるのではないかと懸念、それに関しましては同様な考え方を持っております。ですから、私は、極端な削減ということについては留意しなきゃいけない、中庸という表現を先ほどさせていただきましたけど、そういう意味合いで、この15%を主張させていただきます。以上です。

○3番(N議員) 数字の正確な根拠と具体的なところは示していただけなかったんですけども、単純に類団の比較から当てはめただけということで数字を確定された。私としては、それが妥当であるとは思いませんし、逆に、数字を決められてから、15%又は4名という数字を持っておられて、それに合った類団と比較した結果というふうにしかとれないというふうにも感じております。逆に、他市ではどうこうというのではなくて、生駒市としてこの数字がふさわしいといった根拠等というのは示せますでしょうか。

続いて、時間をかければ、やる気が上がっているように見える又は仕事がアップしてカバーができるというような感じの説明だつたと思うんですけども、逆に言つたら、どれだけ努力しても1人の人間ができるということは限られていますし、逆に、時間をかければ視野が広がる、そういったことでもないとは私は思ひます。それでも、120%の力を出しているんだというの、あくまで自己満足で終わりになりますし、そういった点で、やる気を上げれば監視の目が行き届くんだというふうな考え方には、私はいかないなというふうな意見を持っているんですけども、質問といたしましては、発議者におかれては、今の生駒市政に何ら問題がないから、監視の目がそのようなやる気で何とかなるんだ、私としては監視の目が減るとは考えているんですけども、何とかなるんだというふうな考え方であらうのかということをお伺ひします。

あと、併せて、議員の仕事は時間掛ける能力掛けるやる気、議会としては、掛ける数とおっしゃいますけども、では、議員に求められる能力というのは何を指していると考えておられますでしょうか。

次に、発議者の考え方いくと、どうしても一般サラリーマンが議員になることは難しいと思ひます。極端な削減には留意したとおっしゃっていますけども、ただ、今、現状、議員活動をしている中で兼業ということをするというのは、かなり時間的にも厳しい、更にその時間をもっと増やすべきだ、頑張ることに対しては私もどうこうは言いませんが、時間をもっとかけるべきだとなると、もうほぼ不可能ではないのかというふうには思ひます。更に今の報酬より15%減で生活をしていきなさいよという考え方、それを踏まえていくと、やっぱり、次の選挙、目の前の選挙においては、事情が分からないから出られる方もいらっしゃるのかもしれませんが、今後、この先、定年退職者や一定の階層の方しか入れないのではないのかなというふうには思ひます。逆に、そう

なった場合、そうならないように対策というものを考えておられるのか、具体的にお答えください。

地方行政に求められているものというのは、今、多く増えてきております。その中で、議会においても機能強化というのをしていけないといけないうえに考えておりますけれども、議会改革は、先ほど削減ということをおっしゃいましたけれども、それ以外に、では、どのようなことが議会改革に必要だというふうに思っておられるのか、お答えください。

あと、定数削減によって、どのような効果があると考えておられるのかも併せてお答えください。

○7番（K議員） 質問が大変多岐に、広範囲にわたっておりますので、十分なお答えになるかどうかはなんでしょうけれども、生駒市として、算定方式、生駒市独自のものというようなことについてのご質問があったかと思うんですけども、私は、提案趣旨説明でも申し上げておりますように、いわゆる議員の意見交換会での、第三者委員会での審議をいただいて生駒市独自の算定方式というものは、方程式を解くx、y、zというようなものを、どういふファクターを決めていくかの審議になると思うんですけども、そういったものが合意できれば、おのずからできてくるのではないかと、一般論的な話としましてね。その中に、どうしても、生駒市固有の、これは入れておかなければならないというようなご議論があれば、それはそれで有り難いかなと、そういうふうにも思っております。

それと、あなたも今の行政に何か問題がないから監視機能うんぬんというような、そういうような表現があったかと思うんですけども、行政に対して、少なくとも私は、一般質問は、過去14回、15回ですか、連続して続けております。これは、行政に対して数々のあらゆる角度から監視をしようという意思及び日頃の自分の問題意識、そういったことの表れでありまして、今の行政に問題がないなんて、これは誰も思っていないんじゃないでしょうか。

それから、議会改革というのはこれ以外に何かあるんだというようなご質問があったかと思っておりますけれども、今、ちょうど、議会活性化部会で、議会基本条例についての取扱方針というものを本当に7人の議員でやっております。よくご存じだと思います。行政の方は、市民自治基本条例を今年の4月から施行されました。議会も、議会の憲法たるこの議会基本条例をこれからつくり上げていかなければならない、そのための地ならしということは今やっておるわけでございまして、これが議会改革ということにつながっていく、例えば、広報広聴委員会のことであるとか、いわゆる市民との対話集会、一般会議等々、ともかく、議会というのは開かれた議会で、あらゆる市民及び団体、考え方、活動をしておられるNPOであれ何であれ、たくさんの方と対話をしていかなければならないという考え方は、今、地方自治における主要なテーマとして各地で議論されていると思います。生駒市においても、今、その端緒に着いたと、こういうことでご理解いただきたいと思っております。

それから、大体お答えしたかと思うんですけども、もし何かお答えしなきゃいけないことがありましたら、ご質問いただきたいと思っております。

○1番（Y議員） 質問者、たくさん質問をされるんですけど、ちょっと、もう一つ質問が、的確に、どういう質問がよく分からない部分があるので、ちょっと申し訳ないですが、私は、特に重要だと思った質問2点についてお答えさせていただきます。

まず1点目、議員の能力とは何かという質問がございましたが、これは大変重要な質問だと思います。議員の能力というのは、議員の仕事をきっちりやれる能力ということですね。議員の仕事は何かと言いますと、市民が要求する、あるいは市民が必要とすることを実現するための条例、予算、計画等を行政と協力して策定する。つまり、行政が立案したものをチェックして、また、自ら立案して、審議にかけて、議決する。そして、そのようなつくられた条例、予算、計画等に基づいた政策を行政が、誤り、怠惰、滞りなく実行するかをチェックし、誤り、怠惰、滞りがあれば、正していく、これらを行うために、市民の声をしっかりと聞き、そして、自ら調査研究し、研さんに励む、これが議員の仕事だと思います。

それから、2つ目ですけども、報酬が余り低過ぎるは問題があるという、それについてどう思うかというような質問があったかと思っておりますが、K議員は、妥当な議員報酬はどのような根拠に基づいて出すかという、それは3つ根拠を挙げられましたけれども、これは3つ挙げられただけですので、これ以外にもいろいろあると思うんですけどもね。私がいろいろ計算したところによりますと、何かこの15%削減という、その数字が出てくるわけで、いろんな計算をしてね、15%前後の数字が出てきます。その一つに、K議員が挙げられた3つの根拠以外の根拠としまして、議員の報酬というのは勤労者の平均給料ぐらいが妥当であるという、そういう説があります。日本全国の勤労者の平均と言いますと、いろいろ計算も難しいので、生駒市役所で働いている職員の平均給与、それは、大体平均年齢45歳ぐらいでその数字があるわけですね。これは、ちょうど今の議員の15%を削減すれば、それに相当するわけです。職員の方というのは退職金ももらわれますので、退職金というのは給料の後払いということで、それも計算しまして、そして議員の今の給料から15%削減すれば、ちょうど市の職員の方の平均給与に相当するという、そういう根拠もあるんです。ですから、我々は、余り減らし過ぎると、やはり議員活動に専念できないと、しかし、余り高くし過ぎると、お金目当てで議員になるという、そういう人も出てくるおそれもありますので、K議員は中庸という言葉を使われましたけど、正に、生活に困らない、議員が、そして議員活動に専念できる、お金目当てで議員になるような、そういうふうな不適格な議員が出ないようにするという、そういうちょうど中庸のところを考えますと、15%削減というのが妥当であるというふうに考えます。

○3番（N議員） まず、求められる能力の点でいきますと、様々な考え方はあると思っておりますけれども、それは、今、発議者がおっしゃられたとおりのことを議員はしていくべきだと思います。ただ、それをしていくためにどのような能力が必要なのかということは、私としては、一概には答えられるものではないとは思っているんですけどもね。ただ、1点言えることは、先ほどの答弁とちょっとかぶるか分からないんですけども、議会と市長との関係というものを考えたときに、逆に、議会において求められない、必要のないもの、それは、私は市長のイエスマンとなる議員だと思います。時間ということも先ほどからおっしゃられていますけれども、時間にしても、いかに効率的に時間を使っていくかということで変わってきますし、それも能力ということにもなると思います。さらに、それで言うのであったならば、先に意見交換会を市民の方とやらせていただいて、その際に、参加をされ、ただ寝ておられるという議員もいらっしゃいました。それは、時間的に有効に使っておられるのか、それは分からないんですけども。ただ、意見交換会の場において、議会をやっている場において寝ておられる、私としては、それは、やる気というものに立っても、議員としての資質に立っても、ちょっと信じられないなというような判断をさせていただきました。

先ほどのS議員の中でも、答弁にもありましたけど、コスト論で議員定数を削減という考え方にも全く賛同できるものではありませんし、節約という仕方、そういった考え方というものは理解できますけれども、今の地方行政において、議会の権能、それをコスト論で下げていくということは全く理解できないなというふうには、これは私の意見なんですけど、最後に、1点だけ、発議者におかれて、議会機能に今後求められるものというものは何かあると考えておられますか。何が重要だと考えておられますか。

○7番（K議員） 不要な議員は市長のイエスマンだという発言がありまして、このことについては全く同意見でありますので、これ以上お答えすることは無いと思っておりますけれども、議会と市長の関係は、適度の緊張関係を保って、その行政監視機能なり政策立案というところに、議員としての活動、また、議会としての活動をしていくんだということであると考えておりますことを申し上げます。

2番目の、何か寝ておられる議員というのは、ちょっとよく分かりませんので、お答えし兼ねます。

3番目の、これからの議会機能についてどう考えられるかということで、それは、今申しましたように、特別に新しいものがあるわけではなく、議会というのは、やはり行政を監視し、そして、市民の福祉向上につながる政策立案、これを行っていく、多くの市民の声を常々聞きながら、今、生駒市で起きていること、重要なこと、喫緊の課題は何であるかということを考えていく、そういうことは重要だと、そのことを議会として成し遂げていくということが議会の機能であると、こう考えております。以上です。

(3人目の質疑)

○10番(O議員) お二方がいろいろお伺いされて、お答えもいただいているんですが、まだ不明確であるというところについて、絞ってお伺いさせていただきたいと思いますが、先ほどS議員もお伺いされておりました、確かにご主張はご主張で分かるのですが、改めて、なぜ、では原案で問題があるのかということについて、もう少し具体的にお答えいただければ有り難いというふうに思います。

それから、議会改革の話が出ておりました。4減にすることによって、具体的にどういう議会改革を実現することができるのか、あるいは4減をすること自体が議会改革だとお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

それから、先ほどもございました時間掛ける能力掛けるやる気掛ける数でしたか、数を変えることによって何がどう変動するのか、具体的にお伺いをしたいというふうに思います。

それから、議会機能の強化ということ、これは先ほどの質問とも重なりますけれども、特別新しいものはないというふうにおっしゃいました。先ほどの話の中でも、都市建設委員会、1名減で、これ、何ら支障がなかったというふうにおっしゃいましたけど、まず、そのことを各委員にご確認をされたんでしょうか、委員長に確認をされたんでしょうか。

それから監視機能、それから政策立案機能、これについて、具体的に議会機能の強化について、現状を前提にお考えになっているのか、そのことについてまずお伺いできますか。

○7番(K議員) ご質問は、原案に問題があるのかと、このことについてご質問があったかと思うんですけども、私は、この修正案を出す、先ほどから何度もお答えしているんですけども、原案は、これからの課題として受け止めておりますと申しております。ですから、問題があるのかという質問に対しては、そのようにお答えするしかないのかなと思っています。

それから、2番目に、4人減が議会改革になるのかというご質問でしたか、4人減が、大いに議会改革じゃないですか。これまで、4委員会、6人でやってきた議会を、先ほど申しましたように、思い切って4名減らすと、これが議会改革でなくして何が議会改革でしょうか。ちょっとしゃべりにくいですが、大きな議会改革だと思いますよ。それによって、後に続くいろいろの議論が出てくると思います。20名でやるには、この4つの委員会を、意見交換会でも出ておりましたが、3つにしようとか、これは報酬審議会でも出ておりましたし、そういったような、やはりアイデア、工夫というものが多々出てくるのではないのでしょうか。現実には、羽曳野市であり、富田林市ですか、3委員会ですとありますよね。そういったようなことにつながっていくわけですから、議会改革だと理解しております。

それから、数の変動で、ちょっとすみません、議員の仕事が、議員数掛ける時間掛ける能力掛けるやる気だというご説明に対しまして、議員の数が変動することにどういう意味があるのかというようなご質問だったかと思うんですけども、これは、先ほど申しましたお答えにつながっていくのかなと思います。

それから、都市建設委員会、これは、5人でやってきて何もなかったことについて委員長に聞かれましたかと言われましたが、私は、これは私見ですと先ほど趣旨説明の中で申しております。

それから、最後の、政策立案機能、これが議員を減らすことで低下するんじゃないのかというご質問だったんでしょうか。これに関しまして、もう、塩見議員、中浦議員のご質問にるお答えしている範囲内のことであろうかと思っております。

○10番(O議員) 今ご答弁をいただきまして、4人減というのが議会改革でなくして何を議会改革と言うのかということでしたから、あくまで定数削減というのが議会改革の言わば軸であるというふうにお考えであるということが、我々としては理解できたということでございます。

次に、議会機能の強化ということでございますけれども、4人減をすることによって、具体的にどういう議会機能が強化されるのかということについては、例えば委員会数を減らしていくということで議会機能が強化をするというふうにお考えなのかもしれませんけど、実際に、では、具体的に、3委員会ですと6人ですか、やっている自治体が幾つかあることは私も承知しておりますけれども、そこら辺りと我が生駒市とを比べて、行政の監視機能というのが著しく我が議会が劣っているというふうな調査をされているのかどうか、そのことについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、行政改革というロジックの中で議会改革を考えておられるのか、あるいは、それは全く別物というふうに考えておられるのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○7番(K議員) ちょっと最後の質問が聞き取りにくかったんですけども、その前に、委員会数を減らすことが議会機能の強化につながるのかというご質問であったかと思うんですけども、この議会機能の強化ということは、先ほど来申しておりますように、とにかく、議員というものが、本当に時間を、先ほど言いました、1,000時間、1,400時間、時間をもっと増やし、一生懸命働き、そして、議員間の連携を、これまで以上に意見交換を密に行い、そして、市民との意見交換会も、何回やりますか、少なくとも定例議会が終わった後ぐらいはやらなきゃいかんと思っております。もっともっと、できる限りたくさんの方で、小学校であれ、中学校であれ、やれる限りやりたいと思っております。そういったようなことが議会機能の強化につながるわけで、要は、議員数を減らすことということではなくして、これからの議会の在り方を今いろいろ提言しておるわけでございまして、それは今の議会基本条例をつくる中においても一定理解がされているのではないのかなと、その7人の委員以外にも、たくさん、条例はもっともっと早くつくるべきではなかったかというむしろご指摘もございまして、それに関しましては、議会活性化部会長として誠に申し訳ない思いでいっぱいでございます。

それから、最後の質問、ちょっと早口で聞こえにくかったんですが、申し訳ございません。

○10番(O議員) 最後、お伺いしたのは、行政改革のロジックがありますけれども、それと議会改革というのは同じロジックで考えておられるのか、違う議会改革の理念というものを何かお持ちなのかということをお伺いしたわけでありませう。

それから、議会機能の強化の中で、意見交換会等の機会を増やしていくというのは、それは確かにそのとおりでありますけれども、それはあくまで議会の民意集約機能を強化するという機能強化の中の一つでありまして、では、その民意集約機能をどう議会の本来持つ権能、監視機能であるとか政策立案機能に寄与することができるのかということが問われるんだというふうに思います。それが4減という中で成し遂げられる、その関連というものをどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○7番(K議員) 行政改革のロジックと議会改革のロジックが同じかというご質問でございますけど、行政改革は、私が口はばつたく言うような問題ではないですけども、これはやはり、市民から選ばれた市長が自らのマニフェストに基づき行政改革を進めていく、そのようにされていますし、その改革については皆さんご承知のとおりでありますので、市長が替わる場合、またその新しい市長のロジックもあるのかなと、市長の考え方ということについて言えば、そういうことも言えるのかなとまず思っております。

それから、議会改革のロジックということについては、やはりこの議会というのが、どう言いますか、一般社会という表現はあれですけども、普通の社会とやはりスピード感が私は随分違うのかなと常々思っているんです。それはやはり、もちろん、議会の果たす役割がそれほど複雑で、また、結論を出すのにいろいろのプロセスが必要なのがあるから、それはそれで、議会がなぜ時間がかかるのか、結論を出すのに時間がかかるのかということについても一

定理解をしておるんですけども、やはり求められていることはスピード感ではないのかなと、議会に関しましては、私は、以前と比べますと随分加速してきているんじゃないのかなというふうに評価しておりますので、やはり議会に関してもスピードを持ってどんどん前進していかねばならない、こういうふうにも思っておりますので、同じと言えば同じでありますけれども、違うと言えば違うというのがお答えになるのかと思います。

それから、監視機能が4減で、何ですか、これは、低下しない根拠と言うんですか、監視機能についてのご質問がございましたけれども、これにつきましても、先ほど来お答えしていることの中に全部含まれていると思っておりますので、そのようにご理解いただければ有り難いです。

○1番（Y議員） 2点だけ答えさせていただきます。

まず、議会機能の強化ということですけど、それと定数の関係が、ご質問あったと思いますが、何回も強調しますが、議会機能というのは、議会の活動がどの程度働いているかということだと思うんですけど、さっきも言いましたように、議会の活動、機能というのは、議員の意欲、それから能力、時間、数、それと、もう1つ私が付け加えたいのは、工夫が必要やと思えますね。だから、この5つなんですよ。だから、数が減れば、何回も言いますように、他の4つの要素を高めていけば、これでいいと思うんですよ。だから、数ではないと思います。減ったら減ったで、工夫すればいいし、能力を高めればいいし、時間をかければいいし、意欲を高めればいいわけですね。これは、同じ質問を、また、何回かの質問やと思えますけど、そういう答えです。

それから、もう1つ、都市建設委員会、この間、ずっと1名減でやってきたと。それについて、支障がなかったのかどうか委員長に聞かれたのかという、そういう質問ありましたけど、これは別に委員長に聞かなくても、支障はなかったと思います。K議員は私見であるとおっしゃいましたが、私は、K議員の私見にとどまらず、これは明白な事実であると思います。誰も、都市建設委員会の機能が低下したと、多分、判断されておられないと思います。もし機能が低下したと判断すれば、その時点で手だてすべきであったわけですよ、機能が低下しているから、このように強化していこうという手だてをしななければいけなかったのに、誰もそういうことを言われなかったし、していないですよ。もし、委員会の機能が低下しているのに、それに対して手だてをしないのであれば、これは無作為ですわ、議会の怠慢ですわ。そういうことをしていないということは、都市建設委員会、この間、機能をちゃんとやっていたということの証明やと思えますのでね。ですから、議員が1人減っても委員会が機能するということが、これは明白な事実だと思います。

（4人目の質疑）

○9番（H議員） それでは、少し質問をさせていただきます。今まで3人の方が質疑されましたので、絞って質問をさせていただきます。

K議員が、定数を4名減らすことが議会改革でなくて何が議会改革かという答弁をされましたが、まず、K議員にお聞きしたいのは、議会改革としてどういったものが必要だと今お考えになられているのか、お聞きいたします。それが1点目。

2点目なんですが、先ほどO議員が、行政改革と議会改革のロジックという点で聞かれました。行政におきましては、効率性というものが1つ大きな柱になるというふうに言われております。では、その同じ論理で、議会も効率性と言っていいのかという点に関しては、議会は民主主義の発言の場であり、民主主義というものは、違う意見を持った人がいて議論をするのであるから、時間がかかるものであるということが言われております。こういった場におきましても、行政改革と同じような効率性優先の改革というもので足りるんだというふうにされているのかどうか、お聞きいたします。

3点目なんですが、議会の監視能力との関係で、意欲掛ける能力掛ける時間掛ける議員の数ということが度々言われておりますが、それでお聞きしますのは、議員の数が多い場合と少ない場合では、どちらが、議会の監視能力は、より高い、より充実したものになるというふうにお考えですか。以上、この3点についてお聞きいたします。

○7番（K議員） 3つほどございましたかね。1点目の、議会改革というのは何かと、こういうご質問だと思いますけど、我々がこれまでしてきたことの一つとして、自由討論ということをおもってH議員も一緒になって議論をさせていただいて、議会として、これ、決まっておりますよね。それと、先ほど来申しますように、議会基本条例、やはりこれはどうしてもつくって、その中において、議会としての広報広聴機能をちゃんとつくりましょうと、一般会議であれ、市民との意見交換会であれ、そういったことをそれに基づいてつくっていくことが議会改革につながっていくんだと思っております。

それから、先ほどのO議員の質問との関連で、行政のロジックと議会のロジックについて再度ご質問があったわけですけども、当然ながら、議会には、行政に対するチェック・アンド・バランスと、常にそういう緊張関係を保ちながら、そういう機能を果たしていくわけですから、そのためのロジックの構成というのは、監視する側とされる側で、当然、違ってくる部分があると思っております。

それから、最後に、監視能力について、数掛けるやる気掛ける時間掛ける、もう1つ、おっしゃっている、私も言ったわけですけども、やる気ですか、能力ですね。監視が低下するとかしないとかというのは、その3つのファクターが同じであれば、結局、議員の資質であり能力に関わってくる問題になるわけでごさいます、やはり、その能力の高い議員が20名集まれば、そのような監視能力、議会機能を果たし、向上させていくことができるわけでごさいます、それは議員の能力によって変わってくる問題だと考えております。以上です。

○9番（H議員） では、2回目の質問をさせていただきます。

議会改革につきまして、自由討論、議会基本条例を制定しての議会としての広報広聴等々が述べられました。それは、私も全く必要だと思っておる点では同じでありまして、問題は、こういったことは定数を減らさないとできないことなのかどうか、定数削減と直接関係があるのか、ないのかという点についてお聞きいたします。

2点目の改革のロジックの点なんですが、どうも質問の意味が分かっておられないのか、どう違うかというのではなくて、要するに、民主主義を基本とする議会において、効率性を重視する行政の改革の論理をそのまま持ってきていいのかということをお聞いているわけですので、それは、いいか悪いのか、端的に答えていただきたい、そのように思います。

そして、3点目も質問に答えてくれなくて残念なんですが、私は、議員の数が多いのと少ないのではどうかということをお聞いているわけですよ。議員の資質、能力が高い、そういったのが同じであれば、議員の数が多いのと少ないのと、どちらが議会としての能力がより高いと言えるのかということをお聞きしているわけであって、1人1人の能力が高ければ20人でもいい、じゃ、同じ、それだけの高い能力の人が24人いればどうかということをお聞きしているわけですので、そういったことですので、端的な答弁をよろしくお願いたします。

○7番（K議員） 基本的に、これは、発想の違いと言いますか、どうも、おっしゃっていることの、例えば定数を減らさないとできないのかというようなご質問は、定数をどうのこうの、これは、私としては定数減を主張しているわけで、その上で、それを補完するようなことは一体何ができるかという発想でございまして、これは幾ら議論をいたしましても平行線になろうかなと思います。

民主主義うんぬんにつきましては、当然、議会として、民主主義を定着させ、発展させていくという機能は持っておりますから、効率主義ということと民主主義がどのように関連するのか、私もここですぐには述べられませんが、それを考えていく考え方そのものは、議会としては、議員としては持っていなければならぬし、それは、おのずと、例えば、行政という言い方よりも一般企業という言い方が分かりやすいかと思えますけども、一般企業は効率性を重視しますので、これはやはり全然違う世界であろうかと思っております。

それから、最後に、数が多いか、一緒ですかね、先ほどのお話と、数が多い少ないということをおもって幾ら議論しても、それは、私たちは数を減らすことで改革

を進めていかねばならないと主張しておりますので、それに対してご賛同をいただけるかどうかという問題でございますので、以上です。

○1番（Y議員） 最後の質問ですけども、この間、先ほども言いましたように、都市建設委員会が5名でやってきて、機能低下がなかったということで、他の3つの委員会も、5にしても機能低下はないだろうと予測されます。4委員会掛ける5人で、20人、20人の議員でも議会機能は低下しないだろうと判断できます。ですから、24と20では、議会の機能はどうかという質問については、24と20でも、議会の機能は変わらないと、機能の力は変わらないと思います。万一、20で、ちょっと機能が低下したなと思えば、何回も言いますように、議員の意欲を高める、能力を高める、工夫をする、あるいは時間をもう少したくさんかけるということでやっていきますので、お答えとしては、24であろうと、20であろうと、議会の機能は低下しないということでありました。

○9番（H議員） 答弁の中で、定数減の上で補完を考えているということをおっしゃられました。ということは、議会改革を進めるということは、別に定数を減らさなければならぬということの根拠にはならない、これは自家どう着になっているというふうにご指摘させていただきます。

2点目の、行政と議会との関係では論理が違うというのは、認識していただいてありがとうございます。そこで、議会においては民主主義の場だということを考えるならば、20人よりも24人の多くの頭脳があった方がよいのではないかというふうに考えますが、この点についてお聞かせください。

そして、3点目なんですけど、Y議員が、20人と24人でも議会の機能は同じと言いましたが、Y議員が言われました、意欲掛ける能力掛ける時間掛ける議員の数という数式でいくならば、当然、他の3点のファクターが同じであれば、議員の数の増減によって、この答えというのは増えたり減ったりするというのは算数の上で当たり前の話なんですけど、そういった単純な掛け算という論理自体も否定されるのでしょうか。以上です。

○7番（K議員） 3点のうち、まず、2点についてお答えさせていただきます。

定数減で補完うんぬん、自家どう着につながっているというふうにご指摘があったわけですけども、改革、直接請求等々を我々が受けて、そして、それに対してどう考えていくかということは、全議員の重い課題であったわけでありました。その中で私たちが考えましたことは、余り急激な変化ということはやはり避けねばならないだろうと。これまで報酬も下げたことのない議会でありますので、そういう意味からは、これは慎重に考えていかねばならないだろうと、ですから中庸だと申し上げているわけでございます。あと、定数に関しましても同じことが言えると思います。いきなり6人ということは、私は、議会運営上、ちょっとアイデアが出てきませんので、まず4人、そこから次のステップに行けばいいのじゃないかということで、直接請求に関しましても、ご意見として承っておりますとお答えし続けておるわけでございます。

2つ目の、民主主義を発展させる上で、数が多ければ、20人から24人、実は、民主主義というものの発展を考えました場合に、ギリシャにおけるアゴラ広場のことが思い浮かぶわけでございます。直接民主主義は、ギリシャ人が広場に集まって重要な事柄を全員で決めてきたという歴史がございます。そのことは、しかし、人口が増えれば増えるほど、直接民主主義、これは機能を失くなるわけでございます。先人の知恵、いろんな改革、議論がなされて、今の民主主義、我々で言いますと間接民主主義、また、もちろん直接民主主義もございますけども、民主主義が発展してきた経緯がございます。ですから、そのことを踏まえて考えれば、今の24人というのは、1つ、落ち着いた数字、これは3町合併と言いますか、30年の長い歴史がありますので、ここではくどくど申しませんが、ともかく24人というのがありますから、その前提で4人を削減するんだというお話をさせていただいているわけでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（Y議員） 議員の数なんですけども、これは、経費の面からすれば、議員の数はどんどん減らしていった方がいいわけですよ。しかしながら、それは極端な意見でありますので、それは採用しないということで、妥当なところはどこかということなんです。それで、先ほど、何回も言っている、意欲掛ける能力掛ける工夫掛ける時間掛ける数、その計算式でいくと、20ぐらいが今の生駒市議会では妥当だろうということなんです。経費の面からすれば、ほんまは0でもいいし、議員の数、それから、本当の民主主義の実現のために二元代表制がいいかどうかという議論もあるわけですよ。ここでは提案趣旨から外れますので言いませんけども、そうすると、二元代表制が要らなくなれば、議員の数が0でもいいわけですよ。だから、これは実際に学説としてあると思います。役人が同時に議員であるという、こういうのを行動的政権と言いますが、パリ・コミュンなんかもそうであったわけですよ。パリ・コミュンなんかも、二元代表制はなかったわけですよ。例えば、そういうふうな学説もあるし、歴史的な事実もあるわけですよ。そういうことはここでは議論しませんが、議員の数は、経費の面からすれば少ない方がいい。ただ、二元代表制を採用する限りは議員の数もそこそくないとやっぱり議会としては果たせないということで、私たちがいろいろ計算した結果、20名が妥当だということでありました。

＜修正案についての討論＞

（1人目の反対討論）

○21番（M議員） 議案第74号に対する修正動議について、反対討論をさせていただきます。

初めに、条例改正直接請求については、有効署名数を大きく上回る6,796人の連署をもってなされたもので、市民が市政に関心を持ち、積極的に意思を示したものであり、その思いは貴重な意見であり、真摯に受け止めるべきものであると考えています。

さて、過日の企画総務委員会では、市民団体見張り番生駒が出した直接請求の条例改正案が、議員の報酬を30%減、定数を6減とする案と、市長が特別職報酬等審議会の答申を受けて提案した、市長は10%、議員は12%の報酬等を削減する条例改正案について審議が行われました。審議の中、市議の報酬については、市長の提案案の12%減、50万2,000円に対して、類団等との比較から、15%減の48万4,500円とする案と、約12.3%減の50万にする修正案が出され、50万とする案が、私も含め、賛成多数で可決されたところでありました。定数については、6減の修正案は賛成者0で否決され、市長提案の修正案は全員が否決したものであります。17日には、定数を市長提案の6ではなく、4減案の修正案等が提出され、先ほど議論もされたところでありました。

私は、以下の点から、この修正案について反対するものであります。

その第1として、議員報酬を48万4,500円に引き下げ、議員定数を6減から4減に修正される案を出されているが、市の報酬等審議会の答申や、市議会と4団体との意見聴取会、また、市民と議会の意見交換会でも、定数や報酬については、明らかに市民や団体の意見は分かれ、その多様性が示されたところでありました。例えば、市の報酬審議会の答申では、報酬については、市議、50万2,000円で、12%の減、議会に意見を出されていた4団体は、報酬については、削減が2団体、慎重な審議を求めるのが2団体、定数の削減については、賛成が2団体、反対が2団体であります。市民との意見交換会では、一部のを除けば、おおむね冷静な議論がされてきました。議員の報酬は高い、報酬に一定の理解を示す、あるいは、議会と議員の姿が見えづらい、報酬にふさわしい活動が求められている、定数が削減すべき、定数削減は民主主義に逆行するなどなどの意見がありました。また、一部には、学研開発等に関する税金の使い方に対する提言や、市長の居住地に対する意見も出されておりました。私たちは、特に報酬については、市民の思いを正確にしん酌しながら、適正に判断することが求められているのであります。

ただ、定数の削減については、慎重な判断が必要であると考えています。それは、第1に、議員定数については、生駒市の憲法でもあり、最高規範と言われている生駒市自治基本条例の精神を生かしたものにすることが必要であるということであり、自治基本条例には、市議会の定数は、この条例に基づき、議会の役割を十分に考慮して定めるとして、特に、議員定数は、自主的な判断に基づいて決定されるべきことと規定されているものであります。議会の自主的判断の必要性を強調したのであります。

第2に、行政改革の理論と議会改革の理論は全く異なるものであります。先ほどの議論の中でも言われた点であります。行政改革は効率性を重視するものであります。削減も大きなテーマであります。それに対して、議会改革は、地域民主主義の実現であり、削減だけを優先される議論とは無関係であると専門家も指摘をしているところでもあります。また、一部の人の間では、間接民主主義を補完するため、市民権や市民参加と協働する環境が整備されていることを例に挙げ、定数を削減すべきと主張されているが、これらは首長の政策形成や行政執行を民主的にコントロールするためのもので、最終的な意思決定機関としての議会の権能に代替できるものではないものであります。間接民主制を補完するため、市民権や市民参加と協働する環境が整備されていることなどと判断して定数を削減することは、議会の権能等をはき違えているものと私は推測いたしております。

第3に、行政改革推進委員会の提言を金科玉条のように扱っている団体等がおられますが、その行革推進委員会の資料に出されている議員定数に関する参考資料ナンバー14でも、類団の定数の平均は26名であるといっているところでもあります。残念ながら、市の報酬等審議会の議論の中でも、行政改革推進委員の提言は、粗い、説得力がないという意見も出されている始末であります。行政推進委員会は、定数等について本当に真剣な議論がなされたのか不明確であり、不正確なものであると言われても仕方ないものであります。ましてや、昭和47年当時の人口は約4万人、人口1万人当たりの議員は5.6人、今は、人口12万で、1万人当たり2人の議員であり、長年にわたり人口急増する中、議員定数は、民主的な議会運営に必要なものという観点から、現状の24人のまま据え置かれたものであります。

第4に、報酬や定数削減についても類団比較がされています。市の報酬審議会でも、答申内容は、限られた期間内での実質4回の検討結果であり、類団比較したが、これを契機に、議員報酬等については、十分検討期間を確保した上で、生駒市独自の算定方式を開発されることを期待すると附帯意見を付けているものであります。一方、ご承知のように、会津若松市議会、議会制度検討会は、2年余りをかけ、計24回にわたり審議がされました。特に、類団比較については、それぞれの団体における議会を取り巻く環境も異なることなどから、議員報酬等を適正に比較する諸条件はそろわない、説明能力は低いと、この検討会は指摘をされているところでもあります。

以上のことから、日本共産党市議団はこの修正案については反対するものです。

最後に、12月6日付けの朝日新聞の記事を紹介させていただきます。その記事は、「地域経済の疲弊から来る不満の矛先が市職員や市議の「厚遇」に向けられた。彼らを敵として徹底攻撃して、自ら改革を名乗る、妨害勢力を一掃するなど、激しく短い言葉を重ねるこうした手法に共感する世論は、阿久根市に限らず、各地の改革派首長を支持する声に共通するように思える」という記事であります。

以上で反対の討論を終わります。

(賛成討論)

○12番(A議員) それでは、議案74号に対する修正案の賛成討論を行います。

今年の9月16日、見張り番生駒は、議員報酬30%削減、議員定数6名削減の条例改正を求める署名集めを開始され、1カ月間で法定の必要署名数約1,900筆をはるかに上回る7,270筆を集められました。私にとっては、予想をはるかに上回る署名数の多さに驚くとともに、署名集めに奔走された関係者の方に敬意を表するものであります。市民の皆様方の削減してほしいという強いメッセージを受け止めました。

しかしながら、削減してほしいという民意は尊重しつつ、原案の報酬30%、定数6名削減という大幅な削減数値には、いささかの戸惑いを覚えるものであります。一時に報酬30%、定数6名削減というような激変は、報酬か定数、どちらかならまだしも、両方とも一気に大幅削減というのは、私の知る限り、類例がなく、削減後の状況や対応の予測がつかない不安が湧くにはありますので、署名に込められた願いを踏みにじるようで心苦しいのですが、現段階ではこの数値の直接請求を受け入れることはできません。

修正案では、報酬削減15%、定数削減4名が示されています。これは、昨年の行政改革推進委員会で示された数値です。この委員会は、公募市民、学識経験者、市民団体などの代表者で構成されており、第三者的立場からの提言を行うとされています。報酬については、人口10万人から20万人の自治体の平均値、生駒市と人口、産業構造等が比較的類似している類似団体との比較、奈良県内の市の平均との比較から、15%という削減数字が提言されています。定数につきましては、全国的に削減の傾向にあること、生駒市の類似団体でも24名未満の自治体があること、選挙での得票率を上げることによって、より多くの市民の支持を集めた人が議員になること、議員を通じて市民の声が行政に反映されるだけでなく、パブリックコメント、モニター、タウンミーティングなどで市民の声が行政に反映する体制が整備されてきたことなどから、4名という削減数字が示されています。

去年11月にこの提言を初めて読んだときは、正直言って、こんな大幅な削減数値はあり得ないと思定な思いでいっぱいでした。しかし、その後、1年を経過して、生駒市の財政状況や、他の自治体の報酬や定数の削減動向、特に、先頃の見張り番生駒による削減を求める署名活動の大きなうねりは、当初の否定的思いから肯定的思いへと変わらざるを得なくなりました。この報酬・定数問題については、議会内でも意見が分かれるし、先頃開催された議会と市民の意見交換会でも同様でした。ふさわしい報酬や定数とは何かについて、これが絶対の正解だという決め手のようなものを見つけるのは難しいとも感じています。とはいえ、職員給与も、議員報酬も、市の様々な施策も、かかる費用の財源、つまりお財布は1つだということ。議会のことはコスト論にはなじまないと言ってみても、財布の中身が乏しくなってくれば、いやが応でも影響は及びます。補助金カットや減免措置の廃止、職員数の削減など、市民も痛みを耐えている中、議会としても、身を切る覚悟で経費削減に取り組まなければなりません。報酬は、現状は生活給としての側面もあり、また、人材を確保するためにも、現段階では15%削減までにとどめるのが妥当だと考えます。

定数についても、削減を回避すべきではありません。定数が少なくなっても、議会の活力が落ちない方法は考えられます。議員数が少なくなると民意が反映できなくなると言われますが、市議会が今まで実施してこなかったこと、議会報告会や市民懇談会、モニター、アンケートなどで、新たな意見聴取の場を考えればよいのではないのでしょうか。また、政策立案や行政監視、審査についても、少なくなった人数をカバーすべく、一人一人が自覚して、更なる努力をする覚悟を決めれば、できないことはないと思います。生駒市と類似した自治体でも、議員定数34名の多いところから17名の少ないところまでいろいろありますが、多いところの議会活動が充実していて、市民から評価され、少ないところはそうではないといったところが証明されるのであれば、定数は現状維持しなければなりません。恐らくそんなふうにはなっていないと思います。議員の多い少ないで議会の活力が決まるのではなく、中身の問題ではないのでしょうか。ただし、これも、どれだけ少なくても良いと言っているわけでもなく、審議や調査事項の多さを思うと、各個人の頑張りといっても限界があるので、現状では4名削減までにとどめるのが適当だと考えます。

私個人としては、報酬を減らすことも、定数を減らすことも、決してうれしいことではありません。特に定数を減らすことは、選挙に大きな影響があり、自分を脅かす材料にもなるので、できれば先送りしたいというのが本当の気持ちです。でも、もう状況は、社会的動向、生駒市の財政、そして、多数の市民感情から見て、差し迫っており、猶予はありません。報酬とともに、定数についても早々に結論を出すべく、修正案の報酬15%の削減、定数4名削減に賛成いたします。

(2人目の反対討論)

○2番(H議員) 2番、公明党のHでございます。それでは、議案第74号に対する修正動議について、反対討論を行います。

議員報酬の性格、そして定義は、いまだ確定的ではなく、総務省の見解によっても生活給ではないとされていることは私も認識しております。しかし、市民の皆様さんとの意見交換会等では、議員は専業であるべきとお声をいただきました。事実、この生駒市議会では、議員を専業とする方がほとんどであります。そのことは、実態として、議員報酬が生活給となっていることを示していると考えます。市民の代表機関である議会は、当然、特定の年齢や性別、階層に偏ってはならないものであります。幅広い市民層を代表する機関でなければなりません。今、子育て真っ最中の30代、40代、50代の現役子育て世代の代

表も議会には必要であります。そこで、現在の議員活動、議会活動がほぼ専業によって行われているという実態を考えれば、現役世代が議会活動に専任しつつ、一定の生活の保障もなされていなければならないと私は考えるものであります。

一方で、ボランティアで議員をという声もありました。もちろん、我々も、ボランティア精神、奉仕の精神を持って活動しているつもりであります。しかし、今、地方分権の中で行政の実施する事業は複雑多様化しており、議会は、行政を監視する役割、あるいは、行政とは別に政策提案をする役割を持っています。現在の生駒市議会の活動を見れば、私は、報酬面でのボランティアで議員をというのは、今の段階では現実性のない議論だと思います。

しかし、現在の社会経済状況を見れば、私も一定の報酬削減は必要と考えております。しかし、それは、単に他の自治体との比較によって決められるものではなく、生駒市民の方々の生活の実態の変遷に合わせたものが代表機関としてふさわしいものだと考えております。

また、定数に関してですが、ご承知のとおり、生駒市は、市制発足以来、人口がただ今3倍以上になったにもかかわらず、議員定数を変えてきておりませんでした。現在の人口規模から考えて、生駒市議会の定数が不適切に多い数だとは思っておりません。

先ほども述べましたとおり、議会は幅広い市民層を代表する機関であるべきです。そのためにも、私は、いたずらに定数を削減すべきではないと考えております。よって、議案第74号に対する修正動議には反対いたします。以上でございます。

(3人目の反対討論)

○11番(F議員) 議案第74号に対する修正の動議について、反対の討論を行います。

修正動議の説明では、議員報酬削減の根拠の一つとして、類似団体から考え、15%と言われておりましたが、類似団体が報酬を変更すれば、平均値は当然変わります。類似団体といっても、地域性などから報酬にはかなりのばらつきがあり、その平均、真ん中にする理由は何なのでしょう。類似団体と言っても、当然、議会活動も異なります。報酬審議会の委員さんからは、関西一魅力的な住宅都市を目指すのであれば、関西一の市議会議員を持った市になっていただきたい、開かれた議会として、議会活性化に取り組むことを期待するという発言がございました。私も、二元代表制の観点からも、議会の強化、議員力の強化により、更に議会の活性化に取り組むことが必要であると考えております。

報酬については、単に類似団体の平均から考えるのではなく、生駒市の給与所得者の年収額の推移から、その減少率と、現在の厳しい社会経済状況を勘案して導き出した報酬額を議案第76号で提案しております。

発議者は、民間企業と比較するのは意味がないと言われておりましたが、私は生駒市の給与所得者の年収額の推移から導き出した提案であり、先日から勘違いされているようなので、お伝えをしておきます。

次に、修正動議の提案議員は、報酬等審議会の主張に対し、今後、できるだけ報酬算定方式を決めること、また、つくることの議論を始めることを期待するという意見として発言されましたが、誰に期待をされているのでしょうか。私は、会津若松市のように、今後は、生駒市議会で独自の報酬算定方式を考えていく必要があると思っております。議員が自ら評価することは甘くなる、第三者委員会をつくってうんぬんと言われておりましたが、第三者委員会を議会の諮問機関として置いている議会も既にご覧いただけます。つくってくれる、考えてくれるのを待っているような発言には疑問があります。発議者のように、報酬等審議会、人任せの考え方では、今後また市民の皆さんから、定数、報酬を削減すればよいと言われても仕方がないと感じました。120%の力を発揮していただきたいと思っております。

なお、これまで議会では、議会改革に向け、検討会を立ち上げ、議会の同意で一つ一つ実現をしております。本年の10月からは、各議員の表決結果を掲載する、議会報告会を実施するなど、市民に身近な議会とする改革が必要であると考え、取り組んでまいりました。

本来、議会改革とは、議員報酬、定数の削減ではございません。議員が多過ぎるという声の背景は、議会、議員に対する不信任からであります。市民から、高い報酬をもらっているのにどんな仕事をしているのか分からない、また、反対、賛成の意思表示だけで、その理由を発信せず、議員が説明責任を果たしていないという声を議会報告会でいただきました。市民からの声を真摯に受け止め、議会として更に改革を進めていくことが必要です。

発議者から、議員間の連携が重要という言葉もありました。そのとおりであります。意見交換会は、全議員が気持ちを1つにした結果とも言われておりました。反省すべき点があると全員協議会で発議者は言われておりましたが、全議員が1つになって意見交換会を続けていくためには発議者には注意していただきたいと、座長を務めていた私の立場から心からお願いをしておきます。

議会の役割とは、多種多様な市民の意思を反映する複数の議員からなる合議体であることから、議会に求められているのは、討論を通じて多様な市民の意見を反映し、それを統合、調整して、自治体の意思を形成することにあります。併せて、それが執行部を監視することにもなっております。また、執行部に対し市民の意思を伝え、市民の暮らしと権利を守るため、政策提案、政策立案をしていくことも大きな役割の一つです。

議員定数と議員の質について混同した意見もありますが、全く別の性格のものであります。議員定数を削減することは、多様な市民の意見、さらに少数意見を排除することにもつながります。また、定数削減は、議会の本来持つべきチェック機能や監視機能を低下させることにもなります。先ほど、議会機能は低下しないと判断されているような発言、回答がございましたが、より多くの目でチェック、監視していく方がよいということは言うまでもございません。

財政を考え、一定の報酬削減は必要と考えておりますが、定数削減については反対しております。

以上で修正動議に対する反対討論を終わります。

(4人目の反対討論)

○5番(S議員) 議案第74号に対する修正の動議について、反対の討論を行います。

本動議につきましては、私たち議員の報酬について15%を引き下げるとするものですが、まず、直接請求による議案を修正することの動議そのものの行為について、理解できないのであります。直接請求は、多くの受任者のもとに限られた時間の中で市民の一人一人に確実に正確に理解をいただきながら集められたものであり、その請求内容について私は賛成することができず理解できませんが、このような動議によって修正すべきものではないと考えております。また、先ほどの説明のように、議員報酬に対するお考えがあるならば、なぜ今期定例会において議員提出議案として提出されなかったのか、理解に苦しむところではあります。

次に、議員報酬については、法的には生活給ではないとの建前ではあるものの、一昔、二昔前の安定していた市政運営や議会運営ではなく、議会活動の活性化が進み、兼業の議員数も大幅に少なくなっているのが現状であり、今後は更に活性化していくものと考え、議員の活動経費が負担となる中で、大きな報酬の減額は本当に議員活動を阻害するものとならないか、危惧するところです。さらに、生活に余裕のある市民、裕福な市民、時間的にゆとりや余裕のある市民しか議員になることができなくなってしまう。

社会経済情勢、不況、給与収入、給与所得、類似団体など、様々な比較対象とその手法はありますが、先の議会報告会では、報酬が高いとか、定数を減らそうとか、その必要は感じていない、そういったことよりも、議員さんが議員としての仕事を頑張って市民生活をより良くしていただけるならば決して報酬も定数も多いとは思わないとの意見も市民の多くからあったことも事実です。

私は、現状において、一定の引下げはやむを得ないと考えるところでありますが、先ほどの質疑の内容や提案理由に全く共鳴することができないのであります。本修正の動議に賛同される議員は、賞与も報酬も供託されるくらいのお考えなののでしょうか。幅広い市民から議員が選出されることが民主的なことではないのでしょうか。以上で本修正の動議に対する反対討論を終わります。

(5人目の反対討論)

○3番(N議員) 議案第74号に対する修正動議に対して、反対討論を行います。

先ほどからの討論、質疑等で行われていることは全くそのとおりであるというふうに感じております。ただ、今回、定数の中において、提案理由の中、ま

た、質疑の中で、4名削減した中で、議員一人一人が120%の力で仕事をすれば4名分のカバーをできるという考え方を示されましたが、現実にはそのような足し算で示されるようなはずがありません。本動議の発議者におかれては、定数削減をして頑張らばいいという、頑張るとは一体何なのか、何を以て頑張っていると言うのか、議会において時間をかけて質問することが頑張るといことなんでしょうか。客観的数値で測ることができないことでもって削減案を述べられることに、理解に苦しみます。議員それぞれが全力で仕事に取り組むのは当たり前の話であります。発議者や市長はコスト論にて議員削減を強調されますが、今、議会に求められ、進めていかなくてはならないことは機能の強化であります。

さらには、都市建設委員会は1名減でやってきており、委員会審議に支障はないと言われますが、道路、公園、開発に係る議案など、市の基盤となる問題を審議する委員会であります。その所管から考えて、恐らく市民からの要望等も最も多いのではないのでしょうか。企画総務委員会についても、過去に、委員数を削減できるかの発言をされておられました。財政も含め、行政の中核について所管する委員会をそのように考えられていることには、全く理解することができません。

発議者の考える議会の仕事、行政監視というものは、議案の審査しか考慮に入れておられないのでしょうか。議案として上がってくるものは、地方自治法上定められたものしかありません。議員の定数を削減するという事は、単純に監視する目を減らすということになります。市民との意見交換会において、人数が少なくなるということは調整しやすくなるということであり、それを不安視している方もいらっしゃいました。一般的に、職員削減や人事評価制度により、人事権を持つ市長というのは役所内において絶対的な権力者です。イエスマンばかりを集め、市政運営をしていくことだって可能です。議会は、市長の独断専行の行政にならないように抑止力を働かせなければなりません。議会の機能をより高めていくためにも、定数を削減する本動議に反対するものであります。

(6人目の反対討論)

○4番(T議員) 議案第74号に対する修正の動議について、反対の討論を行います。

報酬については、類似団体の平均とするために15%と言われてはいますが、数値だけの問題ではなく、自治体によって、人口の構成や構造はそれぞれ違い、収入の状況や財政状況も違います。今の厳しい経済情勢の中、市民の生活状況も勘案しながら、市民に理解を得られることが必要だとは考えますが、全国的な平均や類似団体に捉われた物の考え方については問題であると考えます。それは、類似団体が報酬額を変更すれば、平均値は当然変わります。一つの根拠として類似団体の平均値を基準とすることは考えられますが、報酬の額については、それぞれの地域によって算定されるべきものであると考えます。

動議の発議者が全議員の意見交換会の中で述べておられた内容に、行政改革推進委員会とたまたま考えが一致しただけであるとの話をされていましたが、議員報酬掛ける定数の数値が類似団体の中で高位である、このことを考えて、目指すべきは平均であると言われてはいますが、それについては、そもそも平均を目指すこと自体が相当でないと考えます。各地域の実状に合わせて判断すべきです。報酬15%減、定数4減は、行政改革推進委員会の提言に基づいた数値であるとはいうものの、これといった納得のできる説明とは言い難く、何を以てこの数字が適正であると言えるのか明確ではないという観点から、この動議に反対するものであります。

以上で本修正の動議に対する反対討論を終わります。

(7人目の反対討論)

○8番(S議員) それでは、議案第74号の修正の動議について、反対討論を行います。

先月末から今月初めにかけて12小学校区で開催した、生駒市議会、市民の皆さんとの意見交換会において、報酬、定数について、多くのご意見をいただきました。このうち、定数については、多くの民意を反映させるには、今の24人のまま、あるいは増やしてもいいというご意見もある一方、逆に、今の社会情勢、市の財政状況を踏まえ、コスト削減のためには議員の数を減らすべきとのご意見、今の議会の活動状況のままなら24人も要らないとのご批判もいただきました。

確かに、今の議会の活動では、二元代表制の対立機関の一つとして、行政側と対し、行政監視機能を十分に発揮できているとは言い難い状況です。議会の機能、役割を発揮するには、法や条例を読み解く力、調査能力、政策提言、政策提案能力、質問力といった議員個人の能力を開発し、高めるための研修プログラムの構築に議会として取り組むことも課題ですし、市民の皆さんからのご要望やご意見を、議員個人としてではなく、議会として受け止め、処理し、政策提言や提案につなげていく、そのための仕組みづくりの構築も急務です。

しかし、コスト削減論の中での議員定数削減には反対します。今、全国で、改革派と言われる首長が、自らの施策を思うように進めてもらえないと、マスコミ共々議会不要論をあおり、議員定数を減らそうとしております。しかし、議員の数を減らすことは、とりもなおさず行政監視の目をそぐことに他なりません。例えば、今回の直接請求代表の阪口氏を始め、これまでも議員定数削減に賛成する議員から、議員定数の削減幅が大きい大阪府大東市の取組例が紹介されております。しかし、大東市議会は、住民訴訟で市長に命ぜられた損害賠償の支払を議会が全会一致で権利の放棄を議決してしまうなど、首長にとっても都合のいい議会であるのが実状です。このような実態に目をつぶり、あたかも定数削減を進めている議会が議会改革が進んでいる議会などという誤った認識を抱いたまま定数削減の根拠とすることに危うさを感じます。

地方自治が議院内閣制であるならばともかく、現行の二元代表制のもとでの議会の本来の役割を忘れ、首長と一緒に議会の機能を低下させることに加担するのはいかがなものかと思えます。

また、定数削減を是としている議員は、あくまで議会の現状を是とし、その枠の中で定数を考えており、その考え方には、議会機能の向上を図るという視点が欠如していると言わざるを得ません。

この度の企画総務委員会の審査の後、山下市長もご自身のブログで、議員が保身のために定数削減に反対していると書いておりましたが、私は、自身の保身のためではなく、生駒市議会の保身、つまり、二元代表制における議会の機能を守るため、本修正案に断固反対するものであります。

以上、議案第74号修正の動議に対する反対討論を終わります。

(8人目の反対討論)

○10番(O議員) それでは、議案第74号に対する修正の動議について、反対討論を行います。

報酬に関してでありますけれども、これをどの年次の数値に当てはめるかということが、直接請求代表者の話がございました。この根拠とする数値というのは様々なものがございまして、これは何を以てするかということで、いろいろ恣意的なものが数字として導き出されるというふうに思います。例えば、歳入における個人市民税を見ますと、平成元年は84億、平成2年は98億、平成3年は105億、議員報酬が現在の額になりましたときの個人市民税を見ますと99億、平成9年は110億、現在ですと90億、こういうものを見れば、その変遷というものはどこぼこしているわけでありまして、それに沿って合わせていくというのはどうなのかという話もございまして。そういう意味では、先ほど議員から修正案が出ておりますけれども、民間の給与所得の変遷というものを一つの基準にして考えるというのは合理性のある考え方ではないかなというふうには私に考えておるところでございます。

さて、先ほどから、やる気の問題というようなことが何度も出てまいりました。非常に抽象的な言葉であるというふうには私は思っております。私、議会活性化部会に所属しております、先ほどの発議者の中のお話にもございました、例えば議会改革の一つの取組として、今、議会基本条例について議論をするところでございますけれども、その議会基本条例の議論を始める際に、「原案をどなたか出してください」というような発言が発議者の一人の方からございました。それは、何と他人事ですか。自らそのようなお考えがあるのであれば、自ら案を出されるべきではないかということを私は申し上げました。その際、「それは私にとっては荷が重い」という発言がございました。「荷が重い」「しんどい」「面倒くさい」、そういう発言というのは、正にやる気の欠如ではないかというふうには私は思うわけでありまして。そうした発言をされる方に、私はやる気のことをうんぬんされるというのは非常に心外であります。それは

一言申し上げておきます。

次に、政策立案能力、政策の提案能力について語られております。今、議会事務局の人数は定数よりも減らされております。おっしゃるとおり、議員が連携をし、力を合わせ、政策立案能力、政策形成能力を高めることは必要だというふうに思います。そこで、なぜ4人減らすことが必要なんですか。そこに何ら合理的な理由というものは私には見出せないであります。

一方、市民参加によって議会の役割が低下をしたというような発言も議会活性化部会の中でございました。市民参加が行政の中でされるということについては、私は、これは是非を申し上げる筋合いではございませんし、むしろ進めるべきだろうというふうに思います。それは、市民の行政における政策形成過程における参加であります。そして、つくり上げられた政策について、それでもやはりそれをチェックし、監視するのは議会の役割ではないでしょうか。そのことによって議会の役割が低下するというふうな論理は、これは明確に誤っていると言わざるを得ないというふうに思います。その結果、実行される政策形成過程に参加をされた当該市民だけではなくて、その政策に影響を受ける市民のことについても、我々は民意を集約し、議会の中で、その変更も含めて行政に対して要望なり指摘をし、政策を形成する役割を持っている機関であるということをご自覚いただきたいというふうに思います。

次に、様々なところで、例えば1,200票で議員になっていただきたくないというようなお声がございました。これは、非常に、私は、おかしな、転倒した話なのかというふうに思います。なぜならば、生駒市というのは非常に議会制民主主義が活発なところではないかなと思うんです。なぜならば、近隣の自治体に比べて、定数24人より、いつも10人近くオーバーする方々が立候補されるわけでございます。多数の立候補者がおられれば、当然、議員一人一人が得る票は減るのであります。議員の得票数を増やそうと思えば、立候補者が少なくなれば増えるじゃないですか。そんなことを考えれば、1,200票で通る人がいるというのは、正に、生駒市が市民の政治参加意識が高く、議会制民主主義が活性化している、そういうまちであるということが言えるんじゃないですか。私はそのように考えます。

もし高得票を議員が得るようにするというのであれば、選挙区を小選挙区にすればいいでしょう。そして、1人の議員を小さな地域の中から選べればいいでしょう。しかし、それは、結果として地域代表という性格を非常に強めていくことになり、市政全般を考える今の大選挙区制よりも、私は民意を反映しない議会になってしまうのではないかと考えておりますし、当然、市議会を小選挙区にするような考えには私は真っ向から反対をしたいというふうに思っております。

それから、少数精鋭という言葉がございました。精鋭とは一体何でございましょう。元々議会制民主主義に求められているものは一体何か。それは、素人の素人による素人のための政治であります。専門家である行政機関に対して、市民の代表である議員は素人です。そして、その素人の目で行政を監視するのであります。そして、合議をしながら行政を監視するという機能を持っているものでございます。

先ほどの発議者の発言の中に、行政のスピード感、これに議会も学びねばならんと言いますか、同じでなければならぬというふうな発言がございました。元々議会制民主主義というのはスピード感とは基本的に縁遠いものでございます。実際のところ、民主制は最悪の政治形態ということが言えるということをかかってウインストン・チャーチルが言いました。その後、これまで試みられてきた他のあらゆる政治形態を除けば、こういうふうにチャーチルは言っているわけでございます。チャーチルは生涯の議会人です。彼の言う民主主義とは議会制民主主義そのものでございます。議会制民主主義、それこそが市民にとって行政に対する武器、民主主義のとりでであるというふうには私は考えます。あだやおろそかに定数削減をして、その力をそぐというような考えには私は全く賛同できないのであります。議会と民主主義は密接不可分ではございません。議会そのものが民主主義を体現するものでございます。

以上の考えから私は修正案に反対するものであります。

<採決結果>

(議長欠席・副議長は議決に不参加・退席1名・欠員1名により議決総数は20)

- (1) 市長提案議案第74号にたいする修正案：賛成3・反対17により否決 (2) 市長提案議案第74号：賛成0・反対20により否決
(3) 以上より、議員定数は据え置きとなった。なお、議員報酬については、市長提案議案第76号(502,000円に削減)に対する修正案(500,000円に削減)が賛成18・反対2で可決された。

11(H23)年3月定例議会

<生駒市議会議員の定数削減を求める請願書>

1 要旨

平成22年第5回定例会において、生駒市議会議員の定数を18人に削減する市民による直接請求と、20人に削減する修正案が議員により提出されました。「市議会のうごき」2011年2月1祠号によれば、議会機能の向上が求められている現状において、24人を維持すべきとの理由などにより、両案ともに否決されました。

しかし、定数削減は多くの市民の意思でありますので、生駒市議会議員の定数を削減してください。

2 理由

国の施策等

昭和57年の臨時行政調査会の行政改革に関する基本答申は「かなりの自治体はその自主的な判断によって議員定数を減少させてきており、なお一層の簡素化を図るべきである」。それ以後も、しばしば、臨時行政改革推進審議会議員定数削減等の提言がされてきました。平成7年の地方分権推進法は「住民参加の充実のための措置等を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする」。これは平成19年の地方分権改革推進法にも引き継がれています。平成10年の地方分権推進計画は、地方議会の活性化の項目に地方議会の自主的な組織・運営の合理化に努め、幅広く住民の意思を代表することが容易になるよう、環境整備を進める。

これを受けて、地方自治法は「議員定数の法定上限を設けた条例定数制度、常任委員会の数の制限の廃止と議員の常任委員会所属制限の廃止、地域協議会を置くことができる、町村の住民総会、議会の諮問会議等の設置」など様々な改正がなされてきました。

平成21年6月の地方制度調査会は「議会の会期に関しては、長期の会期を設定して、必要に応じて会議を開くなども活用して、議員同士の議論の機会を拡大させ、議会の審議の充実・活性化につなげていくべき。議員定数を定めるに当たっては、住民の理解を得られるものとなるよう十分に配慮すべき。地方分権が推進される中、地方自治体自らのチェック機能を高め、外部監査等を含めた監査機能の充実が必要」と答申。

生駒市の状況

生駒市の「平成23年度予算編成方針について」は「21年度の経常収支比率は95.5%。今後とも、市税が減少する中、地方交付税などの依存財源に頼らざるをえない財政構造であり、増え続ける社会保障関係費を賄うため、市独自の行政改革は避けられない」。

防府市の場合

山口県防府市(人口12万弱)では、平成21年市長が議員定数27を18に半減する公約で4選を果しました。昨年9月議会の議事録によれば、市長の議員定数半減の提案理由は、「市の財政の逼迫ではなく、行政改革に協力を願うため、10年から20年先の防府市のため、また、定数削減で市民の声が届きにくく

なるとの意見が多いので、100人委員会の設置を考えている」とのことです。昨年12月には、市民団体が署名数8万5千余りを集めて、議員定数27から17への直接請求を提出。1月、継続審議になったと報じられています。

理由

国の施策は「地方分権には地方の財政基盤の確立が必須であり、そのために、住民参加の充実のための措置を講ずることにより、議員定数の見直しもしていかねばならない」。これは山梨学院大学江藤俊昭教授の言う「議会力・自治力を低下させることなく、議会運営への住民の積極参加によって、議員定数の削減も可能となる」を期待するものと解釈されます。生駒市自治基本条例10条「議会は、この条例の趣旨に基づき、市民自治を尊重し、その権限を行使しなければなりません。」を踏まえて討議し、議員定数を削減してください。

< 請願書の紹介議員による説明 >

○12番（A議員）では、生駒市議会議員の定数削減を求める請願書について、まず要旨から述べさせていただきます。

平成22年第6回定例会において、生駒市議会議員の定数を18人に削減する市民による直接請求と、20人に削減する修正案が議員により提出されました。市議会のうごき2011年2月1日号によれば、議会機能の向上が求められている現状において、24人を維持すべきとの理由などにより、両案とも否決されました。しかし、定数削減は多くの市民の意思でありますので、生駒市議会議員の定数を削減してください。

以下、なぜ議員定数削減を請願するに至ったか、その理由について述べていきます。

国の地方議会の議員定数に対する見解としましては、昭和57年、臨時行政調査会の行政改革に関する基本答申、この基本答申につきまして、全員協議会では基本方針と説明いたしました。請願者から訂正の申出があり、基本答申といたします。この基本答申では、かなりの自治体はその自主的な判断によって議員定数を減少させてきており、なお一層の簡素化を図るべきであるとしています。それ以降も、しばしば臨時行政改革推進審議会で議員定数削減などの提言がされてきました。平成21年の地方制度調査会でも、議員定数は各自治体の自主的な判断に委ねることとし、住民の理解を得られるものとなるように十分に配慮すべきであるとしています。また、住民参加につきましても、国は地方分権推進法や地方分権改革推進法、地方分権推進計画において、住民参加などの環境整備を求めています。

次に、生駒市の財政状況を見ていきます。

生駒市の平成23年度予算編成方針については、21年度の経常収支比率は95.5%であり、今後とも市税が減少する中、地方交付税などの依存財源に頼らざるを得ない財政構造であり、増え続ける社会保障関連費を賄うため、市独自の行政改革は避けられないという状況です。

次に、他市の事例として山口県防府市の事例を見てみます。

防府市は人口12万弱で、人口規模は生駒市と似た自治体です。平成21年に、市長が議員定数27を13に半減する公約で四選を果たしました。市長の議員定数半減の提案理由は、その財政のひっ迫ではなく、行政改革に協力を願うため、10年から20年先の防府市を考えてのことである。また、定数削減で市民の声が届きにくくなるとの意見が多いので、百人委員会の設置を考えているというものでした。昨年12月には、市民団体が署名3万5,000余りを集めて、議員定数27から17へ削減する直接請求を提出して、1月、継続審議になったと報じられています。

次に、学者の見解として、山梨学院大学、江藤俊昭教授を紹介いたします。

教授は、議会運営への住民の積極的参加によって、議会力や自治力を低下させることなく、議員定数の削減も可能となることも述べています。これは、先に述べました国の見解、つまり地方分権には地方の財政基盤の確立が必須であり、そのために住民参加の充実のための措置を講ずることにより、議員定数の見直しもしていかねばならないとも通じています。生駒市議会は議員定数削減について、こういった国の見解や生駒市の財政状況、防府市の事例、学者の見解を十分しん酌し、生駒市自治基本条例10条の市民自治尊重の趣旨を踏まえて討議し、議員定数を削減してください。

以上が、市民から寄せられました請願文の内容であります。請願者は、ただ定数の削減を求めており、具体的な数字は示しておりません。生駒市議会はこの4年間、ほとんど定数1名減の23でやってきました。そのことでどれほどの支障があったのでしょうか。また、絶対24名定数の現状維持でなければならぬという必然性があるのでしょうか。どうか、請願者の定数削減を求める思いを酌み取って、議員各位におかれましては、よろしくご理解のほどお願いいたします。

< 請願書についての討論 >

(反対討論)

○9番（H議員） 請願第1号、生駒市議会議員の定数削減を求める請願書に対する反対討論を行います。

請願書の削減理由に本市の財政状況が挙げられていますが、議会の議員定数は地方自治における民主主義に関わる問題であり、財政問題で決定すべきではありません。また、生駒市の状況として、市独自の行政改革は避けられないとすることを理由ともされていますが、議会は地方自治における立法機関であり、行政の機関ではなく、そもそも行政改革の対象になりません。よって、このことから請願にありますが国の施策等にかかれている内容も理由にならないものと考えます。

そして、この立法機関である議会在もそもそも行政改革の対象にならないという点に関しましては、この請願の紹介議員となっております角田議員、吉波議員もご理解いただいていることと思います。と言いますのも、お二人が登場しているさわやかニュース46号では、議会改革と行政改革を別項目として別々に書かれているからであります。このように、議員定数を削減するべきと考えるか否かにかかわらず、議会改革と行政改革は別物であるとの認識は一致しています。よって、これら市の行政改革も削減理由にならないものと考えます。

さらに、議会改革の推進、議会の活性化と議員定数の削減は別次元の問題であり、議員定数削減の理由にもなりません。削減しても、議会改革でカバーということと言われる方がおられますが、それは議会の機能、能力が現状でよいとするものであります。議会の機能の向上が求められている現状に反するものであり、取り得ないことであります。

その他、請願理由にはいろいろと理由を挙げられていますが、いずれも議員定数をどうしても削減しなければならないという積極的な理由とはなっていないものと考えます。その上、一つの教授の見解をもって理由付けともしておりますが、この論理でいきますと、逆の見解が1つ挙げられれば、削減を否定するということになるのでしょうか。その他、防府市の話など、自らの結論に都合のよい話だけをつまみ食いしても、それは説得力を持ちません。民意の反映、行政の監視、政策提案といった議会機能を高めることは、民意の多様化や社会の複雑化に伴う行政の複雑化からますます重要になってはいますが、議員定数削減はこういった議会の機能を弱めるものであり、議会に対する社会の要請に逆行するものであって、この請願書には反対するものです。以上です。

(賛成討論)

○1番（Y議員） 請願第1号、生駒市議会議員の定数削減を求める請願書の賛成討論をいたします。

昨年後半に定数削減を求める直接請求が行われるなど、定数削減は多くの市民の意思であります。また、請願書に記載のとおり、国が設置する地方制度に係る審議会、調査会等は定数の見直しや削減を答申、提言しています。市税減が続く中、市の行政改革は避けられません。市の職員は、定数が削減される中でも、行政サービスを低下させることなく頑張っています。かかる行政改革に向けた職員数の削減に歩調を合わせ、議員をより精鋭化することにより、議員数を削減する行政改革が必要です。将来のことを考えれば、定数削減は避けられません。住民参加の充実により、市民の声が行政に反映される道も広がって

り、このことから、議員定数削減が可能となっています。そのことを支持する有力な学説もあります。議員は一地域、一業界を代表するものでなく、全体の奉仕者であることから、広く信任を受けた者であることが求められ、定数削減は多少でも広く支持を受けた者が選ばれることにもつながります。議員数を減らせば、議会の機能が低下するとの意見がありますが、議会全体の活動は議員の意欲掛ける議員の能力・資質掛ける活動時間掛ける議員数掛ける工夫といった要素で決まり、議員数が減っても、他の要素を高めれば、議会の機能は高まります。実際、大東市のように議員定数を削減しながら、議会を活性化させている地方議会があります。生駒市議会は長期にわたり欠員1人でやってきましたが、機能が低下したとの声は聞かれませんが、また、都市建設委員会は欠員1人の5人でも機能してきており、4常任委員会を全て5人体制にすれば、議会全体で4人の定数減が可能となります。

このように、生駒市議会は最低1人、さらには4人の定数削減が可能です。また、常任委員会を3つにすれば、各常任委員会を6人として議員定数18人となり、6人削減が可能。同様に、常任委員会を3つにすれば、各常任委員会を7人として議員定数21人となり、3人削減が可能となります。さらに、各議員が2つの常任委員会に所属するようにすれば、4常任委員会の各委員会を10人体制として議員定数は20人となり、4人削減できます。同様に各議員が2つの常任委員会に所属するようにすれば、4常任委員会の各委員会を9人体制として、議員定数は18人となり、6人削減できます。

このように、請願書では具体的な削減数は示されていませんが、欠員1人でやってこれているという現状から、あるいは議員の意欲、能力、資質、活動時間といったようなものの向上・自律や工夫次第で定数を最低1人、さらには6人ぐらいまで削減できます。定数削減しながら、議会機能を維持するのみならず、高めていくことは可能であります。それこそ市民が求めていることであり、今、議員がなすべきことであります。議会に対する不信感がある中、定数削減しながら、議会活性化を実現していくことが求められています。それを成し得て、初めて市民の議会への信頼を回復することができます。

以上により、議員定数の削減を求める本請願に賛成いたします。

<請願書の採決結果>

(議長は議決に不参加・欠員1名により議決総数は22)

賛成3・反対19により不採択

<議員提出議案第4号「生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」>

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「20人」に改める。

附 則 この条例は、平成23年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

<議員提出議案第4号の提出者による説明>

○7番(K議員) 議員提案理由説明を申し上げます。簡潔に8項目に分けてご説明申し上げます。

まず、1つ目であり、12月議会では報酬・定数削減を求める修正動議を我々は提出しましたが、否決されております。ただし、報酬の方は一応の決着を見ましたので、今回は定数削減のみの議案を提出いたしました。論点を定数削減だけに絞り込み、任期中最後の議会で中身のある論戦を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2つ目、12月議会以降の動きといたしまして、大和郡山市において議会決議として定数削減を行っております。また、これは4月以降の大和郡山市の審議会に相当影響を与えるものと考えますが、私たちはあくまでも条例改正を提案するものであります。全国では、統一地方選挙を機に、新たに定数を減らす議会は288議会、削減数は902名に上がっております。

3番目、定数4名削減の根拠ですが、先ほどの請願賛成討論とも重複する部分があるんですけども、私たちは生駒市の常任委員会の委員数6名を1名減らして5名にすることを主張しております。それは都市建設委員会が過去3年間5名で運営されてきており、現在もそうですが、何ら問題、支障がないからであります。一つの常任委員会で実証されていることが、他の3つの常任委員会でできないわけがありません。よって、4委員会それぞれ1名減、計4名の削減を主張するものであります。また、生駒市におきましては、先ほどの請願書の提出に見られますように、市民は報酬だけではなく、定数の削減を求めていることは明らかであります。

4番目、また財政状況の厳しさを考えれば、コスト削減に少しでも寄与せねばならないと考えます。先ほど、議会改革と行政改革は別のものであり、という指摘が浜田議員からなされましたが、改革がない組織は劣化する、これは組織論の常識であります。改革はせねばなりません。定数4名削減を報酬に換算すれば約17%に相当し、12月議会での約12%削減を合わせれば30%弱のコストを削減したことになり、市民の納得は十分得られると考えております。議会は聖域ではありません。生駒市の全ての人が痛みを分かち合うとのメッセージを今こそこの議会から発信せねばならない。かように考えております。

5番目、定数を現状維持とされる、削減に反対される主張の一つに、これまで30年間、この生駒市は人口が大幅に増えたのに24人でそのまま来ていてはいないか、本来増やすべきところを我慢してきていると言うのか、維持してきているではないかというようなご意見が何度も出ております。しかし、ここで当市の市史をひも解きますと、昭和32年の生駒町、これは南生駒村を合併したときには24人で、北倭村合併時には一応30人、議員定数ですけども、いったん増えておりますけども、先ほどの昭和32年、生駒町の場合には、これはまた24人になっておりますが、人口は2万1,000人なんです。45年には3万5,550人、そして生駒市が誕生しました47年には4万560人。何を申し上げたいかと言いますと、この30年代、40年代にかけて、大体人口は二、三万人、多くても4万人、徐々に増えてきておりますが、常に24人の定数になっているわけですよ。この人口であれば、現在のところ、例えば館山、蕨、志木、鳩ヶ谷などは15人から18人の定数なんです。つまり、24人はこれよりもはるかに多い人数で30年間変わらないということは、市民にとりましては、適正な議員定数を超えた部分について、その部分は多くの税金を負担してきたと、過分の過剰な負担を強いられてきたとも言えるわけでありまして、30年間、24人で来たからといって、それを主張するのはいかなものかと思えます。

それから、防府市では、先ほども出しましたが、27人を13人にする議案が現在継続審議中ですけども、これは財政が逼迫しているからではなくて、これから防府市の10年、20年先を考えての先行布石であると宣言されております。これからの生駒市、人口減少時代を考えれば、10年先、20年先、やはりこの議員定数を削減していくというところに結論は達するのではないのでしょうか。

また、今般、7番目、今議会に議会事務局職員の増員の要望書が出ております。これは私たちも賛成しました。この財源の一助とするためにも、この議員定数の削減をせねばならないとも考えております。

それから8番目、最後ですが、私は議員の稼働率という表現をここで言わせていただきますけども、24人の議員がこの4年間に100%働いたという前提で物事を考えた場合に、24人掛けるこの会議体の出席率をもって稼働したと考えます。じゃ、この会議体というのは何を指しますかと言いますと、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、それと議会改革の3部会、2つの百条委員会、ここまでを一応会議とカウントしまして、これが4年間で約290日あります。そうしますと、24人を掛けますと、6,960人日ということになるんですけども、会議ごとの出席議員を算出してみました。例えば、議会運営委員会、平成20年10月27日、議運のメンバーはこのときは12名、傍聴は5名、出席しているのは17名です。要するに7名欠席です。平成21年、飛びますが、3月22日、このときも17名の出席で7名欠席です。平成22年11月2日、このときも5名欠席です。議会運営委員会は後に全協があるといい、そしてまた会派のことがあるとは言え、欠席者が非常に多いんです。他の委員会もこんなに多くありませんけど、欠席者はおられます。しかし、議運のその状況から見れば、一応、本会議、常任委員会、特別委員会、議運までは全部出席したとみなします。しかし、議会改革に関する3部会、市民参画広報部会17回、現

在も継続中ですから18回になるんですかね。行政監視部会24回、議会活性化部会36回、計77日、新病院百条委員会準備会23回、委員会、これは12回、それから足湯に関する百条委員会準備会20回、委員会7回、これらは全部足しますと62日になります。合わせて130日に及ぶこの委員会に出席された議員、どれだけおられると思いますか。この委員会に出席されておりますのは、一つの例示的に申しますと、大体14人から15人です。8名から9名欠席されています。これは出席された議員の皆さん、よくお分かりだと思います。新病院の百条委員会についても同じです。もちろん、作業部会で作業をしている委員会に出席してもいかなものかというご意見もあろうかと思いますが、一応計算上はそういうことになります。それらを合わせますと、会議ごとの出席議員を積算しますと、5,929人日になるわけです。先ほどの100%出席したと考えます6,960人日に対しては85%という数字が出てくるわけです、ここで、つまり、24人に85%を掛けますと20.4人、つまりこの20.4人が4年間100%稼働した議員数だと。つまり、この時点で既に4人がいないわけですよ。だから、これは削減するというより、20人でやってきたことを追認すればいいわけです。非常に簡単な算数の問題であります。

更に申し上げます。市民の皆さんとの意見交換会、12小学校で開きました。どれだけの議員の方が出席されていますか。これも明らかでしょ。幹事の皆さん、よく考えてください。半分、6割、よくいってもそれぐらいだと思います。間違いありませんよね。それから、もう1つ例示的に申します。これは、稼働率ということについては非常にカウントは難しい。しかし、一般質問、4年間、連続で16回された方もおります。6期24年間で96回された方もおります。すばらしい、私は思います。しかし、今期でも11人、半分以下です。稼働率は、そういう意味では、

そういうことでありまして、私は以上の理由をもちまして、この削減に関しては4名の削減を強く主張いたします。何とぞ議員各位におかれてはご賛同いただきますようによりしくお願いいたします。あくまでも削減ではありません。追認であります。よろしくお願ひします。

<議員提出議案第4号についての討論>

(反対討論)

○14番(U議員) 議員提出議案第4号について、反対討論を行います。

議会の議員定数は民主主義の基本に関わる重要な問題です。言うまでもなく、議会には市民生活に関わる議案を慎重に審査する大切な任務が課せられています。同時に、審査に当たっては、広範な市民の立場を踏まえた上での審査が求められます。より広範な市民の声を市政に反映させるには、それぞれの立場からの代表が議会に選出されなければなりません。そのような観点からは、議会の議員の定数は一定確保されなければならず、少なければ少ないほどよいというものではありません。生駒市の議会の議員定数は現在24名です。この24名という数字は生駒市制施行当初と同じ数字です。市制施行当時、1971年11月1日の人口は3万7,349人です。現在は当時と比べれば、人口は3倍以上に増えているのですから、今の議員定数24名が決して多いとは言えません。地方自治法上での生駒市の議員定数の上限は34名となっており、この点からも、現在の生駒市の議員定数24名が多いということにはなりません。より広範な市民の代表から構成された議会が、より広範な市民の声を反映する市政を実現しようとすれば、議員定数を削減することは民主主義の流れに逆行することになります。よって、日本共産党は議員定数を24名から20名にする条例の制定には反対します。

(賛成討論)

○12番(A議員) それでは、議員提出議案第4号の賛成討論を行います。

議員報酬と定数の削減を求める市民の思いは強く、それは昨年9月に見張り番・生駒による議員定数6名、議員報酬30%削減の条例改正を求める署名が、必要署名数約1,900筆をはるかに上回る7,270筆が集まったことや、また昨年12月頃、市内12箇所で行われた議員報酬や定数に関する議会と市民との意見交換会でも強く感じたところであります。

12月議会では、議員報酬についてはそういった市民の要望や市の財政事情などにも考慮して、約12%削減という結果を出し、一定、市民の要望にも応えることができました。その後、市民から報酬についてさしたる不満も聞くこともなく、一応の評価はしていただいているのではないかと思います。しかるに、議員定数については12月議会においても、24名の現定数のままで全く削減されず、市民の要望に一切応じないということになりました。そのことが今でも市民の間では不満としてくすぶり続けているのを感じます。

先日の23年度の施政方針にもありましたように、生駒市の経常収支比率は幾分か改善したとは言え、全国的に見れば、芳しいものではありません。今後も大きな税収増は期待できず、社会保障関係費の増加を考えると、将来の本市の財政事情には少なからず不安を覚えるものであります。聖域なき財政改革は急務であり、本市議会も例外ではありません。報酬削減だけでは限界もあり、定数も削減することによって、言わば議員も身を切るぐらいの覚悟で行財政改革の一翼を担うべきと考えます。

議員の数が減れば議会の力が弱まるとの意見もありますが、一概に議員の数が減れば議会の善し悪しが決まるものでもありません。劇的に議員定数を減らした事例として、よく大阪府大東市の事例が挙げられます。大東市は人口12万7,000人余り、生駒市とよく似た人口規模ですが、ここは長い年月をかけて定数を25から17に削減いたしました。議員数17名でどのような議会運営をしているのかは興味深いところでありますが、客観的に議会レベルを比較、調査した2010年4月の日経グローバルの資料によりますと、日本全国約800市議会の評価付けで、大東市は格付けA、総合偏差値77.5、特に分野別では市民参加度が85.8と、高い数値を示しています。一方、生駒市は格付けB、総合偏差値60.3、分野別では公開度は75.4と高いものの、市民参加度は49.1であり、大東市との決定的な差は生駒市議会の市民参加度の低さにあります。

また、早稲田大学マニフェスト研究所議会改革調査部会が全国1,356議会、これは県や町村も含んでいますが、それを対象に行った議会改革度調査2010総合ランキングにおいても、大東市議会は総合31位であり、住民参加は35位、一方、生駒市議会もかなり上位ではありますが、総合72位であり、住民参加度は158位です。もちろん、調査項目は市民参加関連事項だけではなく、情報公開関連や議会機能強化関連事項など、多岐にわたっています。こういったデータを見て思うのは、議員の数が少な目であっても、住民参加などのいろいろなツールを工夫することで、議会の機能を十分現状維持できるのではないかと、また、場合によっては、現状よりもより強化できるのではないかと、思うのです。

現定数でよしとするのではなく、4名程度の削減であっても、それを補って余りあるだけの対策を講じることは十分可能と考えますので、生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成をいたします。

<議員提出議案第4号の採決結果>

(議長は議決に参加・欠員1名により議決総数は22)

賛成3・反対19により否決され、議員定数はまたも据え置きとなった。

(以上)